

國第百十二回 參議院農林水產委員會

昭和六十二年三月二十五日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動  
三月二十五日

一井 淳治君  
八百板 正君  
本岡 昭次君  
久保田 真苗君

出席者は左のとおり。

理  
專

卷

高木	水谷	青木	刈田	正明君
宮島	稻村	幹雄君	力君	
上杉	光弘君		滉君	
北	勝君		稔夫急	
浦田	修二君		貞子君	
熊谷太三郎君				
鈴木	貞敏君			
初村瀧	一郎君			
星	長治君			
本村	和賣君			
一井	淳治君			
久保田	真笛君			
菅野	久光君			
本岡	昭次君			
及川	順郎君			
諫山	博君			
三治	重信君			
喜屋武榮榮君				

○委員長(岡部三郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○厚生省生活衛生局食品保健課長 資源エネルギー庁公事業部業務課長

厚生省生活衛生局食品保健課長 清川佑二君

大澤進君

本城昇君

策、これについては、私がなぜこうおくれたかと  
いう質問に対しまして、長官が、今までよりは相  
当迅速にやつたつもりだというふうに、胸を張つ  
たかどうかまでは私は見えませんでしたけれど  
も、そういう答弁がありました。一生懸命やつた  
という自負があつたからこそそういう答弁になつたん  
だというふうに思います。業者の待つ身になつ  
て、そういう立場で一日も早くという気持ちを私  
は言つたわけですが、これからも胸を張つて言え  
るよう、ひとつ関係者の立場に立つた迅速な対  
応を心からお願いを申し上げたいということを、  
まず申し上げたいというふうに思います。

そこで、アメリカの二百海里の問題を含めた割  
り当ての確保、これが困難だということでどうい  
う措置をとつたんだろうとは思いますがれども、  
全くだめだというふうに判断をされてゐるのか、  
今後さらに要請を続けるということで進めていく  
のか、現状と今後の見通しについてお答えをいた  
だきたい、このように思います。

○政府委員(田中宏尚君) 一月末に、正式に外国  
に対するアメリカ二百海里内の漁獲割り当てゼロ  
といふことの決定を見たわけでございます。そ

けじゃないんですけれども、彼らの漁業に対する態度から見て極めて難しい、ほとんどゼロといいますかね、残念ながら、努力はされても見通し真っ暗やみだというふうに考えていいのではない。努力をされて何とかなるんじないか、それが。気持ちをまだお持ちになっているのかどうか、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(田中宏尚君) 正直申し上げまして、心の片隅にはそういう期待を持っていますけれども、客観的に見て非常に困難が多いということは残念ながら事実かと思つております。

○菅野久光君 仮に、幾らか割り当てがあつたとしても、例の調査捕鯨に対するP.M法の発動などということをいろいろ言われていることで、本当に大変な漁業外交といいますか、そういうことだというふうに思ひざるを得ないわけです。

そこで、この海域で操業していた漁船あるいは乗組員、そういったような方々の対策の問題でありますか、私が一月二十九日の代表質問のときにも大臣から御答弁がありましたが、「ソ連海域でのはえ漁業共同事業の拡大に向けて民間交渉を積極的に支援してまいりたい」というふうに答弁

100

農林水產委員長 菊池福治郎君

國務大臣 農林水產大臣 佐藤 隆君

政府委員  
農林水產攻務次

官 樹林水商總務次  
農林水產大臣官 吉川 博君

房長  
水產  
田中  
宏端君

事務局側

說題  
員常任委員會專門  
安達  
正君

誠明貞  
公正取引委員會  
事務局取引部  
本  
屏

品表示監視課長  
厚生省生活衛生  
一  
不  
吳

資源エネルギー局  
食品保健課長 大澤進君

務課長 公益事業部業 清川佑二君

本日の会議に付した案件

○ 本日の会議に付した案件  
○ 原材料の供給事情の変化に  
○ 産業の施設の改修等について

七六

をされました。このソ連との共同事業のための交渉は、去る二月二十三日から二十七日まで行われたんですね。しかし、この交渉では妥結には至らなかつたというふうに聞いております。今回の交渉がうまくいかなかつた原因をどのように見ておられるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 従来から先生から御意見がございまして、我々としても何とか西カムチャツカを初めとする日ソのマダラ共同事業、こういったものを成熟させたいということでいろんな努力をしてきておりました。しかし、民間ベースでの交渉では、残念ながら漁獲量であるとかあるいは区域、こういったものについて相互の主張にかなりまだ隔たりがございまして、現時点では成約に至つてない次第でございます。

○菅野久光君 今後交渉を続けるにしても、民間交渉とはいえこれは外交交渉ですね。したがいまして、政府の強力な後押しはどうしても不可欠だというふうに思いますが、そういう点で政府はどういうふうに対処される方針か、お伺いいたします。

○政府委員(田中宏尚君) これは基本的には民間ベースの話ではございますけれども、ただいま先生からもお話をありましたように政府としての後ろ盾、後押しということとも肝要でございますので、我々いたしましては、例えば昨年末に行われました日ソの地先沖合交渉、これでは一九八八年におきましてもマダラはえ網共同事業というものを継続するということについて基本的に政府間での確認ということを行つておるわけでございます。

それからさるに、先般行われて現在中断しておられます日ソ・サケ・マス交渉、この場におきましても共同事業の発展、拡大につきましてソ連側の配慮を求めるということを、場違いではございましたけれども、サケ・マス交渉の場でも当方からはつきりと申し上げておるわけでございます。それから、あとは現地なりいろんな接触の機会、チャンネルというものもございますので、あ

りとあらゆる段階を活用いたしまして、何とか支援を申し上げてまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君 昨年の西カムチャツカで行われました、今長官も言われたマダラの共同事業、これは価格がトン当たり二万六千円から三万三千円で、アメリカの入漁料約二万円に比べてかなり高い、そういうことで採算の面で大きな問題があつたわけです。しかも、このときは漁労、加工分野への技術協力をすることになつてきました。したがつて、今回の交渉を実現するためにも、また出漁することになった場合に採算に合つた経営ができるようになりますが、政府の価格に対する助成だとかあるいは技術協力に対する援助が必要だというふうに思つます。これは米国水域から不當に締め出されることを、ある意味ではやつぱり外交の中で阻止し得なかつたという政府としては、当然負うべき責務ではないかというふうに思つますが、いかがでしよう。

○政府委員(田中宏尚君) 本件の場合に課せられます共同事業の協力金、いわば入漁料でございますけれども、これは基本的性格といたしまして一般のほかの国の二百海里水域で操業する場合の入漁料、これと同性格でございまして、漁業者が本来負担すべき経営コストという性格を持っておりますので、残念ながら国庫補助というものを直接行うということは、事柄の性格としてはできないかもしれません。いわゆる政令第一号資金、これは北洋転換等資金と称しておりますけれども、その原材料のほかの国二百海里水域で操業する場合の入漁料、これと同性格でございまして、漁業者が本法または加工方法改良のための資金といふものでござります。それから、二号資金として多獲性魚は多獲性魚の有効利用のための資金といふものがござります。それから、二号資金として多獲性魚は多獲性魚の有効利用のための資金といふものがござります。それから、二号資金として多獲性魚は多獲性魚の有効利用のための資金といふものがござります。

○菅野久光君 いすれにいたしましても、先日緊急特別融資をした、それはあくまでも融資ですかね、多獲性魚の有効利用促進資金といふものがあるわけでございます。

○菅野久光君 いまして、これは赤身多獲性魚の練り製品製造施設の増設のための資金でござりますとか、あるいは多獲性魚の有効利用のための資金といふものがあるわけでございます。

それで融資実績でございますが、六十一年度までは百十一件で七十億円、それから二号資金の方が多いございまして六百七十七件で三百九十二億

円と、こういう貸付実績に相なつております。がないというようなことでいろいろ困難な状況に直面しておりますので、これらの方々が何とか仕事につけるようなそういう方策というものを、政

府としても真剣に取り組んでいるとは思いますけれども、一日も早く何らかの対策が立てられるよう特段のひとつ努力をしていただきたいという

ことを、この件については申し上げておきたいと思います。

○菅野久光君 次に、法案の関係について御質問をいたしました

というふうに思います。

この水産加工施設資金制度に基づいて、五十二年度いわゆる二百海里が制定された、それ以来、水産加工原材料の供給事情の著しい変化があり、その上で、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金が、また、融資された件数や金額の実績はどうであったのか、その辺についてお答えをいただきました。そういうことで、この件についてお答えをいたさ

いというふうに思います。

○政府委員(田中宏尚君) 現在の水産加工資金につきましては、種類が御承知のとおり二つございまして、いわゆる政令第一号資金、これは北洋転換等資金と称しておりますけれども、その原材料のほかの国二百海里水域で操業する場合の入漁料、これと同性格でございまして、漁業者が本法または加工方法改良のための資金といふものでござります。それから、二号資金として多獲性魚は多獲性魚の有効利用のための資金といふものがあるわけでございます。

いまして、これは赤身多獲性魚の練り製品製造施設の増設のための資金でござりますとか、あるいは多獲性魚の有効利用のための資金といふものがあるわけでございます。それから、二号資金として多獲性魚は多獲性魚の有効利用のための資金といふものがあるわけでございます。

○政府委員(田中宏尚君) 先生からも御指摘ありましたように、制度発足当初はかなり高い資金消化率といふものがございまして、五十三年から十五年にかけましては平均七十億というかなりのハイペースでの融資といふものが行われてきました。その後、年平均で見てみますと四十億円程度となつて、かなり計画に比べて実績といふものが低くなつていることは事実でございました。特に、昭和六十年度以降、円高でございま

すとか二百海里体制の深化といふこともございま

して、残念ながら経営がかなり悪化して設備投資に対する意欲というものが減退したということも否めないわけでございます。そういうことで、昭和六十年には二十二億という非常に低い水準まで落ちたわけでござります。

しかし、六十年後いろいろショックはございま  
したけれども、こういう一時的なショックから立  
ち直り、しかも食生活全体の成熟、高度化という  
ことに応じまして、いろいろ水産加工に対する需  
要というのも芽生えてきたというような経営環  
境の変化ということをございまして、水産加工の  
設備投資というものもある程度積極化してまいり  
まして、六十一年には四十億、それから六十二年  
度はまだ最終集計でございませんけれども、  
現在のところの概算では四十五億ということです。  
二十二億まで六十年落ちましたやつが現在は上向  
いてきておる形になつておるわけでございます。  
それで、今回お願いいたしております法律の改  
正、こういうものによりまして、そういう經營環  
境なり設備投資環境の変化という前提条件の変わ  
りもございますので、こういう法律改正ができるま  
すれば、こういう意欲をさらに刺激して本資金が  
円滑に活用されるのではないかというふうに認識

○菅野久光君 確かに不況の時期、六十年度などは特に二十二億という実績ですね。六十一年度で四十億、六十二年度で四十五億と、設備投資に対する意欲なども非常に向上してきたというようなことはこれで言えるのではないかというふうに思います。本法案では制度の内容が変更されることとなつていいわけですが、融資金利の引き下げ、償還期限の延長、それから魚種、地域の指定の拡大など、もっと何というのですか、思い切った抜本的な改善を図るべきではなかつたのかなというふうに思いますし、また水産加工施設資金制度から二百海里規制対策という枠組みを取り払つて、水産加工施設資金制度を水産加工業の振興のための制度として再編成すべきではないのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(田中宏尚君) この資金の性格づけでござりますけれども、やはり本来一般企業に對する貸し付けでございまして、しかも農林漁業金融第一次産業經營者を本来の貸し付け対象としたておりませんものに対しても、こういう関連産業といいますか、車の両輪でもございます加工業に対して特に公庫資金を貸し付けるという一定の枠があるわけでございます。それに加えまして、制度資金ということで財投金利との関連もございまして、そういう中では融資期間なり利率にいたしましても、現場の方々なり先生方からはいろいろと御注文はござりますけれども、一つの大枠の中ではかなり優遇された資金制度と、いうものが構築されてきているわけでございます。

そういう中で、我々といたしましてもできるだけさらには優遇できないかということでの検討をもちろん深めできているわけでございまして、その結果として、今回のように魚種の拡大でございますとか、それから新しい資金種類の創設に伴いまして地区の拡大でござりますとか、そういう実質的な拡大も幾つかできているわけでございます。

特に、金利につきましては、こういう制度金融につきまして金利改定ルールというものがやはり六・五%というものの固定的運用とされていると、いうこととの関係はどうしても脱却できない。それに、こういう六・五頭打ちということを制度上しているわけでござりますけれども、六・五が下がったからといってどんどん下げていくといふことは逆に六・五より上げるという議論を誘発するといふようなこともございまして、六・五を固定いたします。現在は幸いにいたしまして、こういう低金利という時代でござりますけれども、そういうときにになりますと、逆に六・五より財投金利なりが高いということとも過去再三あつたわけでございます。

それから、北洋転換資金を今回廃止したわけですが、我々といふお話をあつたわけでござりますが、我々といふお話をあつたわけですが、それとも関連してもつと抜かりなく、本的な水産加工施設資金制度をつくれないかといふ工関係について特別に制度融資として手当してなければならぬもの、これにつきましては少なくとも施設資金の面では十二分にカバーできるなんじやないかというふうに認識している次第でござります。

○鷹野久光君 水産加工業は非常に経営が脆弱だということを前段申し上げたわけで、脆弱であるからこそ何とか体质を強化していくという意味合ひも含めて、やっぱり脆弱なところにはある程度手厚い対策というものが必要ではないかという意味で御質問申し上げたわけであります。

それで、水産加工施設資金として、従来から北洋魚種原料転換等資金、どうもこの種の資金の何種が長いので、ちょっとと簡単に言つたら何と言つたらいいのかわかりませんが、正確にやっぱり言つておかなければなりませんので申し上げますが、あと多獲性魚有効利用促進資金というのがあつたわけですね。確かに本法案によれば、近海低利用資源利用促進資金と近海資源型水産加工業体質強化資金に今度は変更されるという提案になつております。北洋魚種原料転換等資金は、これはどのよくな考えに基づいて廃止をされるのか、それをますすお聞きしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 非常にこういう資金、せつかく皆様方に活用していただく資金につきまして、その名前が長うございまして理解が深まらないという点は非常に残念でございまして、私自身も長官になりましてこういう長い名前を覚えるのに四苦八苦している次第でございます。

いずれにいたしましても、北洋転換資金につきましては今回発展的に廃止いたしまして、新しい資金種類をつくったわけでござりますけれども、これは実は今までの貸付実績というのを見てみ

ますと、特に最近、例えば五十八年から六十一年度というもので見てみると、全体の貸付件数のうちで約一割程度というような形になっておりましたし、それからこの一割程度で貸し付けました北洋転換等資金につきましても、その相当部分といふものは今回つくりました資金を初めとするばかりの資金で対応可能である。例えば、今までの貸し付けの約半分を占めております北洋魚種からイワシ、サバ等への転換は、今回の近海低利用資源利用促進資金といふものの融資対象となつておりますし、それからまたホタテでございますとかイカ、こういうものにつきましても、今回設けることをお願いいたしております近海資源型水産加工業体質強化資金、こういうもので融資対象になりますので、北洋転換資金といふものが廃止になりましても関係者の皆様方に御不便をかけるということではなく、むしろ新しい時点なり視点に立つての近海魚の活用という観点からくつて対応した方が、現在の情勢にマッチしているんじやないかというふうに考えております。○菅野久光君 これを廃止しても加工業者に特段のあれはない、別な新しいことでそれに対応できるということになります。名前が長い話はあります、が、名は体をあらわすというから、やっぱり正確にやらなきゃいかぬということでこういう名称になつてゐるんだろうと思いますが、余り長いやつは略称といふものが大体あるわけですね。そんな意味で、知恵を絞つて何とか略称ができれば私たちも非常に理解がしやすいんじやないかというふうに思いますので、その点ひとつ工夫をしていただければ、私どもも、これは加工業者の人たちもそうじやないかというふうに思ふんですが、工夫をしていただければと思ひます。

北海道沖などでは、これはわずかとはいえスケトウダラが漁獲されております。しかし、この措置によつてスケトウダラを原材料とするすり身の歩どまり向上のための施設の改良だとか国産のホタテやウニへの転換、それから輸入魚への転換、完成製品の製造から半製品の製造への転換など、

一割程度が融資対象から除外されることになるんではないかというふうに思いますが、そなたすれば、なぜこれが除外されるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) スケトウダラにつきましては、いろいろ先行きの問題が、実は先ほどもお話をありましたように二百海里の問題でございましたとか公海の問題でございますとかであるわけでございます。そういう中で漁獲が安定的に継続し得るといいますか、原材料が安定的に確保し得るという保証というものがなかなか難しいという点から言いまして、制度融資の対象としてスケトウダラの加工施設を直接融資するかどうかというこにつきましては消極的にならざるを得ないわけでございます。

しかし、原材料について長期的な見通しが立てて、設備投資をして大丈夫というようなものにつきましては、別途中小金融公庫でございますとか、いろいろな政府関係の中小企業に対しまして融資制度というものでございますので、こういうものの融資によりまして新製品なり新技術の開発、導入ということを行なうことも可能でございますので、そういうものにつきまして個別案件に応じて御相談に応じさせていただきたいと思っております。

○菅野久光君 個別案件について相談に応じていきたいというお答えでありますので、ぜひこういったような加工業者の相談にはひとつ親切に対応していただきたいというふうにこれは要望をいたしております。

次に、水産加工施設資金制度は、これは運転資金は含まないわけですね。施設資金を中心とした制度であります。何回も言いますけれども、水産加工業の経営基盤はとにかく脆弱ですから、運転資金も十分ではないというのが一般的なわけですね。運転資金の融資に対する需要はどのように対応されるおつもりか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) 水産加工施設資金は、

これは名のとおり施設資金でござりますけれども、この資金を制度融資として認めていることと同じねらいといふものを達成しますための運転資金として、これも名前が長うございまして恐縮でございますけれども、従来からも水産加工経営改善強化資金という融資を行なっているわけでござります。六十三年度からこれを衣がえいたしまして、水産加工経営改善促進資金として運転資金の手当を行なっております。

この中身は三つから成っておりますが、一つは、主要な近海魚種、こういうものを原料としてしまず加工新製品なりあるいは新技術の開発、導入のための運転資金、それから二つ目は、多獲性魚を含みます近海低利用魚種の水産加工の原料としての利用の促進を図るための運転資金ということでございますので、この二つはまさしく、今回御議論いただいております水産加工施設資金、これをハード資金いたしますと、こちらがソフトといいますか、運転資金として表裏一体として運営でありますか、運転資金として表裏一体として運営でありますのでござりますし、それからこのほかに、最近国際規制の強化等に伴いまして経営が困難に陥っている水産加工業者というものの残念ながらあるわけでございますので、こういうものに対する一般的な経営安定のための資金といふものとの水産加工経営改善促進資金の対象といたしましておられますので、この資金の活用によりまして、経営基盤が脆弱な中小が多い水産加工業の運転資金の対応といふものの十全を図りたいと思っておる次第でございます。

○菅野久光君 今お答えになりましたこの運転資金についての借り入れ、その実績というのは今わかりますか。わかりましたらちょっと教えていただかたいんです。今わからなければ後から教えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 六十一年度の実績で申上げますと、全体で五十七億の貸し付けになっております。それから、このところ数年間、若干のぶれはございますけれども、大体五十億程度から五十億の後半という形で毎年の貸し付けが行

われております。

○菅野久光君 次に、六十三年に今度新設される水産加工経営改善促進資金制度、これは五十八年に創設されました水産加工経営改善強化資金制度

も、この資金を制度融資として認めていることと同様とする制度融資機関、ここにおきまして、あるいは車の両輪とはいえ、関連企業に融資するといふことにつきましては、やはり一つの時限的な政策でございますけれども、従来からも水産加工経営改善強化資金という融資を行なっているわけでござります。六十三年度からこれを衣がえいたしまして、水産加工経営改善促進資金として運転資金の手当を行なっております。

この中身は三つから成っておりますが、一つは、主要な近海魚種、こういうものを原料としてしまず加工新製品なりあるいは新技術の開発、導入のための運転資金、それから二つ目は、多獲性魚を含みます近海低利用魚種の水産加工の原料としての利用の促進を図るための運転資金ということでございますので、この二つはまさしく、今回御議論いただいております水産加工施設資金、これをハード資金いたしますと、こちらがソフトといいますか、運転資金として表裏一体として運営でありますか、運転資金として表裏一体として運営でありますのでござりますし、それからこのほかに、最近国際規制の強化等に伴いまして経営が困難に陥っている水産加工業者というものの残念ながらあるわけでございますので、こういうものに対する一般的な経営安定のための資金といふものとの水産加工経営改善促進資金の対象といたしましておられますので、この資金の活用によりまして、経営基盤が脆弱な中小が多い水産加工業の運転資金の対応といふものの十全を図りたいと思っておる次第でございます。

○菅野久光君 その辺の連携を十分にひとつ配慮しておきますので、この資金の活用によりまして、経営基盤が脆弱な中小が多い水産加工業の運転資金の対応といふものの十全を図りたいと思っておる次第でございます。

○菅野久光君 今お答えになりましたこの運転資金についての借り入れ、その実績というのは今わかりますか。わかりましたらちょっと教えていただかたいんです。今わからなければ後から教えていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 六十一年度の実績で申上げますと、全体で五十七億の貸し付けになっております。それから、このところ数年間、若干のぶれはございますけれども、大体五十億程度から五十億の後半という形で毎年の貸し付けが行

われでございます。

先ほども申し上げましたように、こういう農林漁業金融公庫という本来農林漁業者を貸し付け対象とする制度融資機関、ここにおきまして、ある

話でございます。そういうことで、例えば入漁

料とする水産加工業の体质強化を図るために運転資金を融通するものだというふうに思います。この

資金につきましては、農林漁業金融公庫法の附則

策、緊急課題といふものがあつて初めて設定でき

る話でございます。そういうことで、例えば入漁

料とする水産加工業の体质強化を図るために運転

資金を融通するものだというふうに思います。この

資金につきましては、農林漁業金融公庫法の附則

策、緊急課題といふものがあつて初めて設定でき

る話でございます。そういうことで、例えば入漁

的に判断させていただきまして、またその時点で判断したいというふうに考へております。

○菅野久光君 これは、まあ五年と。五年一区切

りとかということで、切りがいいから五年とい

ることにしたのかなというふうな気持ちがあります

けれども、また一面、今の状況からいえば、第二

次二百海里ショックによる世界の海洋漁業のそ

いつたような安定が、もう五年たてばおよそ落ち

つくという見通しを持ったから、これを五年やれ

ば大丈夫だなというある程度の確信を持たれて出

されたのか。どうも実はこれも日切れというこ

じやないんですけれども、时限立法になりますと

日切れという扱いになるわけですね。そうします

と、いつも国会は三月、参議院の方は予算が来て

いまして、もうとにかく扱いが大変なんですよ。

したがいまして、これは五年という时限立法じ

やなくて、ある程度恒久立法にして、必要がなく

なったときは法律を廃止すればいいのではないか。

あるいは今のこの法律、これではちょっと対

応しきれないものがあれば改正すればいいのじゃ

ないかというふうに思つうんすすけれども、その辺

はいかがでしよう。

○政府委員(田中宏尚君) 五年で漁業情勢が楽に

なるとかという話じゃございませんで、何とかこ

の五年間で水産加工業の体質というものを強化し

たいという我々の願望を込めて五年ということを

お願いしておるわけでございます。

そういう中で、恒久法化という話は再三ござい

ますけれども、やはり恒久法化じゃなくて、ただ

いま言いましたように何とか緊急に体質を改善し

て将来に備えたいということでございますので、

やはり一定期間を区切つて、それそれに汗を流し

ていただき、当方としても御援助させていただく

といふことの方がこういう緊急に立て直すという

際には適していよかと思ひますし、これは水産

府長官として言うべきことじやないかとは思いま

すけれども、恒久法といふことになりますと農林

漁業金融公庫法全体の体系にかかる問題でございまして、恒久的な位置づけとなりますと、こう

いう特別立法というよりは農林漁業金融公庫そのものの性格を見直し、そこで資金種類としてどう拡充するかという問題も恐らくあるのではないかというふうに考へております。

○菅野久光君 今のような状況だから、五年間と

いう时限立法で、五年間の間にこの資金を活用し

て脆弱な体質から抜け出して強化をしてほしいと

いう願いを込めて、とにかく五年間の时限立法だ

よということを加工業者にも周知徹底をして、こ

の資金の活用を図つて、何とかこの間に経営体質

というものをしっかりと強化するような、そういう

ようなことをやつてもらいたいという願いを込

めたがいまして、この時限立法だと云ふふうに、端的に言えば受けとめてよろしいですか。

○政府委員(田中宏尚君) 率直な気持ちとしては

そういうことを加工業者にも周知徹底をして、こ

の資金の活用を図つて、何とかこの間に経営体質

というものをしっかりと強化するような、そういう

ようなことをやつてもらいたいという願いを込

めたがいまして、この時限立法だと云ふふうに、端的に言えば受けとめてよろしいですか。

○政府委員(田中宏尚君) 率直な気持ちとしては

そういうことを加工業者にも周知徹底をして、こ

の資金の活用を図つて、何とかこの間に経営体質

というものをしっかりと強化するような、そういう

ようなことをやつてもらいたいという願いを込

めたがいまして、この時限立法だと云ふふうに、端的に言えば受けとめてよろしいですか。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま先生からも詳

しくお話をありましたように、世界的に二百海里

体制というものが定着してまいりまして、沿岸国

といふところまでいかどうかは別にしても、十

分にそういう國の意図というものを見らせるよう

なひとつ努力をして、五年たつたらもう本当に、

あとは必要がないとまでは言わなくとも、こうい

うようなことが余り必要でないような状況にまで

何とか押し上げるように努力をしていただきたい

ということを要望しておきたいというふうに思

います。

次に、我が國の漁業は、二百海里漁業規制の著

しい強化による、好漁場から縮め出するために、大

変な厳しい状況に諸外国があるわけですね。特に

アメリカ、ソ連、そこはそういうことになつてお

ります。アメリカの二百海里漁業水域内は、我が

国の遠洋漁業にとってステウダラとかマグロ、

カレイなどが豊富なドル箱の最大の漁場であつた

わけでありましたが、アメリカが六十三年の対日

漁獲割り当てをゼロとした。また、我が國漁船を

完全にそういうことで締め出すということになつ

てきました。

一方、日ソ漁業交渉の結果、六十三年の日ソ両

国の二百海里漁業水域内での漁獲割り当てと操業

条件について、日ソ両国の無償漁獲割り当ては二十一万トン、日本漁船に対する有償漁獲割り当ては十万トンで、これは六十二年と同じ程度。そ

うふうにするかわりに、今度は日本側の支払う

入漁料は六十二年と比べて三二・五%増しの十七億一千万円とすることになったわけです。これは

大変な状況になつておられます。我が國の漁

業を振興するためにこれからどのような施策を講

づけひお聞かせをいただきたいというふうに思

ります。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま先生からも詳

しくお話をありましたように、世界的に二百海里

体制というものが定着してまいりまして、沿岸国

はそれぞれ主権的権利というものを前面に出しま

して、自分の二百海里で泳いでいる魚は自分でと

う方向にどんどん来ているわけだと思います。

それから、さらにサケでございますとかマス、こ

ういうものにつまましてはいわゆる母川国主義と

いうものを関係国が強烈に出してきておりま

す。それから、さくらんぼなども、これが本当に

消費者なり流通との関係というものを考慮しなけ

ればならなくなつてきておりますし、これは單に

消費者のためだけじゃなくて、そういう面につきま

して流通コストを低減するなりあるいは付加価値

をつけているところで漁業者みずから經營に寄

与する話でございますので、そういう面につきま

してでも何とかいろいろな恵を出してまいりたい

消費者なり流通との関係というものは考へている次第でござい

ます。

○菅野久光君 今までにないような状況の中で担

当の仕事をされていて、本当に御苦労だといふふ

うふうに思ひます。私も、出てきてから、特に私は北

海道で、韓國漁船の問題についてもうとにかく委

員会のたびに質問をしまして、どうやら形はつい

たんですが、これもまた撤退の置き土産といいま

す。たぶんですが、それもまた撤退の置き土産といいま

けといふふうのものを、沿整事業でござりますとかある

いは栽培事業でござりますとか、こういうことでやつて、我が二百海里 자체を立派な漁場として再構築していくことが二つ目でございます。

それから三つ目といたしましては、やはりどこ

の産業もそうでござりますけれども、魚をとつた

というだけでは完結しないわけございまして、

そこからの流通、加工、消費、これが産業として

も国民生活全体としても非常に重要なことでござ

いますし、それから個々の国民生活の高度化、成

熟化ということに伴いまして、ますますそういう

消費者なり流通との関係というものを考慮しなけ

ばならないなつてきておりますし、これは單に

消費者のためだけだけではなくて、そういう面につきま

して流通コストを低減するなりあるいは付加価値

をつけているところで漁業者みずから經營に寄

与する話でござりますので、そういう面につきま

してでも何とかいろいろな恵を出してまいりたい

消費者なり流通との関係というものは考へている次第でござい

ます。

○菅野久光君 今までにないような状況の中で担

当の仕事をされていて、本当に御苦労だといふふ

うふうに思ひます。私も、出てきてから、特に私は北

海道で、韓國漁船の問題についてもうとにかく委

員会のたびに質問をしまして、どうやら形はつい

たんですが、これもまた撤退の置き土産といいま

す。たぶんですが、それもまた撤退の置き土産といいま

るから早く早くということで言つていて、撤退するようには決まつたときにはもうもとに戻らないような状況じやないかといふふうに思ひます。今、世界の国が、自國の二百海里内のそこで漁業をやっていくといふ方向になつてきて、ベーリング公海なども何か公海がなくなつてしまふんじやないかといふふうに思ひますけれども、これはまた別の機会に質問させていただきたいと思いますが、そういうような状況なども生まれてきているわけですね。ですから、沿整事業などは本当に真剣に取り組んでいかなきやならない仕事じやないかといふふうに私は思ひますし、栽培漁業の問題なども十分に、これはやっぱりある程度時間のかかる仕事なんですよ。

大蔵省は、今投資をすればすぐそのことが利益として上がつてくるような、そういうところには金は出されども、将来的に時間のかかるところにはなかなか金を出したがらないという面があるのではないかといふふうに私は思ひますね。あれは六十一年でしたか、栽培漁業ということでおの方から資金を受けて、そして一生懸命大事に育てて、それがある程度大きくなるまでその周辺も含めてひとつ禁漁区にして、そしてそれを大事に育てていこう。こういうことで関係者がやつたら、会計検査院の人が行つて、「何だこれは計画と違つじやないか、今こうやってもそれが漁業者の方で何ぼ利益が上がるという計画を立てた計画と違う、これは違法だといふふう、形だけいけばそんなんですけれども、そういうふうな貸し付け条件といふんじやないか、國の方の資金を投下するときの条件、そういうものが実態と合わないような形になつての計画ではなかつたかな」というふうに私は思ひますね。

そんなことをいろいろ考へて、特に二百海里内の漁業を、今しつかり沿整事業をやつておかない、どんどん遠洋から締め出されてしまふ、そういうものを救つていくといつたらあれ

ですが、そういうものを受け入れるといひますか、そういうことがいよいよできなくなつてしまふんじやないかといふふうに今思ひわれてならないわけです。ぜひこの点については、やっぱりかけられべき金は将来のためにかけるということで、我々も一生懸命頑張らにやいかぬなと思ひますけれども、担当の農林水産省として特段のひとつ努力をしてもらいたいといふふうに思ひますが、その辺については大臣いかがでしようか。

○國務大臣(佐藤陸君) 今委員の御見識を承つておりましたが、まずわかりやすくしなければならぬという先ほど來の御見意見、私も同感でございま

す。この國際化の中で我が國がとつておる政策、これを相手にやっぱり理解してもらう。そういう観点からも、長たらしの名前をつけて、水産庁長官でもなかなか覚えられない、私においてをや、こういうわけでございまして、この点は私はいい機会でござりますから、本当にただ縮めりやいい

と、いつものじやございませんけれども、わかりやすくする。これは農林水産省全体にかかる問題でござります。常日ごろ実はいろんな方々からそういう御意見をいただいておるわけでございまして、きょうまたその御意見が出来ましたので、これほどの程度実効が上がるか私も自信はございませんけれども、自信がないからといって手をつけないわけにはいかない。検討をひとつ事務方にしてもらいたいと思っておりますことを申し上げておきます。

なおまた、今御指摘の財政当局に絡んだ御発言もございましたけれども、やっぱり政策金融あるいはこういう制度金融といふものが水産加工業界にどの程度貢献し得るか。二百海里時代を迎えたそのときから始まつた。五年間で何とかできるかなと思つた。なかなかそうはいかぬよ、当初考へたようなテンポではない。財政当局との今の議論に直接結びつくわけじやございませんけれども、これは間接的に結びついておりますので申し上げるわけござりますけれども、やっぱり先行

法律が必要である。こういうことで緊急なものとして考へてきた。

五年間一区切りということかもしませんが、普通世に言う十年一区切り、こういうことを私ども先輩から言われてきたわけでござりますけれども、ここでもう十年がたつ。こういうことになるわけでございまして、水産加工業界の行方といふもの、展望といふものをやっぱりこうした機会に明確にしておかなければならぬ。まさに漁業と兩輪である。このことについて財政当局も近視眼的な対応ではない、やっぱり将来展望。それでも我が省におきましても、水産庁におきましても、将来展望といふものをなかなかこれは見きわめにくい、執拗に外交案件としては厳しさが加わつておる現実もござりますので、なかなか見きわめつきにくいわけでござりますけれども、ひとつ真剣な努力をしてまいらないければならぬ。これから五年間延長をお願いするに際しましても、そういう決意で当たらなければならぬ。そして、水産加工業界に徹底をどの程度できるかなるべく早い段階でござりますけれども、やはり政策金融といふものが、遠隔の地で、しかも公海であるということとからいしまして、我々としても十分な資源についての知見といふものを持ってはまあまあで推移してきたわけでございます。

これから見通しといたしましては、今もお話をありますように、國際規制といふものがますます強くなつてきようである。それから、特に公海資源の状況といふものが、遠隔の地で、しかも公海であるということとからいしまして、我々としても十分な資源についての知見といふものを持ったないということをございまして、なかなか将来を的確に見通すといふことは難しいんでござりますけれども、いずれにしても米ソを中心としたしまず公海底魚なりあるいは資源の管理の強化の動きといふことからいまして、我が國の漁獲量といふものは楽觀を許さないといふふうに判断せざるを得ないと考へております。

○鷲野久光君 私の質問していることを真摯に受けとめた答弁をいただきまして、ぜひひとつ頑張つていただきたいと思ひますし、また私ども頑張らねばならぬなという思いをしております。

次に、スケトウダラなどの北洋魚は、これは練り製品などで水産加工食品の原材料として非常に重要な魚種であります。スケトウダラなど北洋魚の今後の生産についてどのよう見通しを持つおられるか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 北洋魚の主体でござりますスケトウダラにつきましては、五十三年以降は大体毎年百四十万トンから百六十万トンといふことでございまして、水産加工業界の行方といふもの、展望といふものをやつぱりこうした機会に依存してまいりました米ソ水域、これにつきましては、先ほど來お話をございますように、漁獲割り台で漁獲が推移してきたわけでござりますけれども、このうち、従来、生産の大部分といふものを、このうち、従来、生産の大半といふものを、ここでもう十年がたつ。こういうことになると、これまでございましたように、操業規制の強化といふことで非常に厳しい状況が続いているわけであります。しかし、最近はその一方で、いわゆるベーリング公海、こういう公海での生産が伸びたということで、どうやら全体としてはまあまあで推移してきたわけでございます。

これから見通しといたしましては、今もお話をありますように、國際規制といふものがますます強くなつてきようである。それから、特に公海資源の状況といふものが、遠隔の地で、しかも公海であるということとからいしまして、我々としても十分な資源についての知見といふものを持ったないといふことは難しいんでござりますけれども、いずれにしても米ソを中心としたしまず公海底魚なりあるいは資源の管理の強化の動きといふことからいまして、我が國の漁獲量といふものは樂觀を許さないといふふうに判断せざるを得ないと考へております。

○鷲野久光君 先ほども申し上げましたように、水産加工食品の原材料としては大変重要な魚種でありますので、非常に見通しが困難な状況もわかりますけれども、それをやっぱり確保するために

ひとつ最大限の努力をしていただきたいということを要請しておきたいと思います。

次に、我が國の漁業と水産加工業は、イワシとかサバ、イカなど近海資源への依存を強めております。近海資源の今後の生産についてどのよう見通しておられるか、また、近海資源を維持培養するためにはどのような施策を講ずるおつもりでいるのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 近海資源の中で特に大宗を占めていますイワシ、これはここ数年四百万吨台で推移しておるわけでございます。特に昭和六十年でしたか、これは四百五十八万トンというところで史上最高を記録いたしましたし、それから六十二年、去年も、まだ集計できておりませんけれども、若干悪かったんじゃないかなといふ説もございましたけれども、四百万トン台には十分乗っているようございます。

これから見通しでございますけれども、近海でのいろんな知見といたしまして、産卵量というものもかなり高水準にあるということから申し上げまして、当面この水準が急激に減っていくということはないんじゃないかなというふうに見通しているわけでございます。

それから、イワシに次ぎます主流を占めておりますサバでございますけれども、これは五十三年の百六十万トンというものをピークといたしまして、その後若干減ってまいりまして七十万トンなり九十万トン台ということで推移してございますけれども、このところまた若干ふえてまいりまして、特に最近マサバの若齢魚の出現状況というものが比較的良好であるということともございますので、資源の増大と生産量の増加ということはこれを見込まれるんじゃないかなという見通しを立てているわけでございます。

そういう中で、こういう近海資源の維持培養をこれからどうやって図るかということでございまが、それは先ほどもちょっと触れましたけれども、一つは、沿整事業というものを中核といだし

まして、海の烟づくりといいますか、海の基盤自体をつくっていくことが一つあろうかと思ひますし、それからもう一つは、海の種づくりといいますか、栽培漁業というものでつくり育てる漁業というものを進めてまいりたいというふうに考へておるつもりでございます。

○菅野久光君 先ほどもこの点についてちょっとお尋ねをいたしましたが、何といつても二百海里体制の中では、我が国二百海里内の漁場というものをしっかりと上り上げていかないだめだ。しかし、これも時間かかる仕事なんですね。です

から、この点にはぜひ力を入れていただきたいと思います。六十三年度の予算は今提案されておりますが、六十三年度でもかなりあれですが、六十四年度以降これらについて今いろいろ重点的にやらなければならぬことはたくさんあるんですけれども、一番やっぱり基盤、農業も煙がちゃんとしないとこれはとれないので、だから、そういう意味で来年度以降二百海里内の烟づくりということでの沿整事業予算、これをしっかりと確保していただきたいと思うんです。そのときまで大臣がずっとやつていただいておれば一番いいんですけども、六十四年度に向けて、八月は概算要求ですかね、大臣がまだ在職中だと思いますので、来年度の概算要求に向けて六十四年度沿整事業に対する決意をひとつせひここで聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤隆君) 概算要求時点まで私が務めておるかどうか、また、年末の政府予算原案決定時期まではどうかと、生々しい私の立場についてのお話でございますが、私が常に申し上げているのは、政策の継続性、そしてそのときそのときの横並びでの整合性、こういったことを考えながら、整合性と考へれば、先はどちらと触れましたように、水産加工業界と漁業というものが一緒にあって進まなければならぬ、そのための予算措

定としていくことが必要でございますし、それが行なわれてきておりますとともにとらえまして、水産物全体の消費拡大ということを図る必要があることでもありますし、継続性を言えばもう当然のことと、私が引くときは私は申し継ぎをして、私はこういふことで申しあげたよ、この

点は特に注意しなさいよということは当然申し継ぎをしていく、これは継続性。この二つの点を常に頭の中に置かなければいけないかねということは私も

あります水産加工資金法、こういうものでいろんな手立てを行つてしまいりたいと思っております。ただしながら、我が省の責任において十分な配慮をしていかなければならぬと考えております。

○菅野久光君 漁業者と水産加工業とはまさに車の両輪、原材料を供給してもらつてこそ水産加工業はあるわけで、そんなことは今さら言うまでもありませんが、ぜひそういう意味でも、原材料が安定的に供給できるためには二百海里内の沿整事業をしっかりとやって烟づくりをするということが今何よりも大事なことではないかというふうに思っています。今からもう来年度の話をしてもおかないとこれはいけませんので、大臣としてもいろいろ力点を置くところはあるでしようけれども、ぜひ特に力点を置いてほしいということを申し上げておきたいと思います。

国民食生活の安定のために、我が国近海資源の食用向け利用の増大を図ることがやはり必要だというふうに思います。我が国近海資源の食用向け利用の増大を図るためににはどのような施策を考えるか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) このところ消費者のニーズというものが非常に多様化してまいりました、近海資源を利用した食用向け利用というものは今までいろいろと試みながらできなかつたこともあります。そういう中で、何といいましても新製品の開発、新技術の導入という、そういう技術基盤を確立していくことが必要でございますし、それからもう一つは、せつかく魚の見直しというものが行われてきておりますとともにとらえまして、

こういったような法案審議の機会に、またみんなでこの消費拡大に努力をしていかなければいけないかなというふうに思つております。先ほど来からいろいろお話をありましたが、水産加工業と漁業というのは車の両輪だ、相互に密接な関係を持っていることは今さら申し上げるまでもありませんが、しかし、水産加工業は原材料の供給の変化、それから水産加工品の輸入の増加、水産加工品の需要の低迷など厳しい状況の中にあるわけです。水産加工業の脆弱な経営基盤の

こういう新製品なり新技術の開発、導入を行います者につきましては、今までに御審議いただいております水産加工資金法、こういうものでいろんな手立てを行つてしまいりたいと思っております。それから技術開発につきまして、国の研究所を初めといたしまして官民学挙げましていろいろな技術、新製品の開発に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、消費拡大につきましては、これは官

側だけが行うべき性格ではございませんで、やはり関係業界なり消費者団体、こういうものと一丸となつて、魚の栄養なり、よさに対する普及なりあるいは調理方法の普及指導ということを行つていただきたいと思っておりますけれども、こういうものにつきましても、当方としてもいろいろなマスメディアなりあるいは冊子をつくって消費者啓発を行ふとか、あるいは水産加工食品等の市場開拓のための需要拡大事業であるとか、こういう具体的な手立てを用意しておりますので、そういうものの十二分に活用いたしまして何とか活路を開いてまいりたいというふうに考えております。

○菅野久光君 土光さんの目刺しで、魚の効用というものは国民一般にかなり理解をされた部分があるけれども、魚は非常に健康にとっておられるわけですから、魚は非常に健康にとつても有用な食品だということはもう私が今さら申し上げるまでもないので、今のお話のようすに官民一体となって、やはり漁業者がとつたものが消費の方にすぐ回る、消費拡大、これが今やつぱり水産業界でも非常に大きな問題になつておりますので、こういったような法案審議の機会に、またみんなでこの消費拡大に努力をしていかなければいけないかなというふうに思つております。

こういったような法規審議の機会に、またみんなでこの消費拡大に努力をしていかなければいけないかなというふうに思つております。先ほど来からいろいろお話をありましたが、水産加工業と漁業というのは車の両輪だ、相互に密接な関係を持っていることは今さら申し上げるまでもありませんが、しかし、水産加工業は原材料

強化と国民食生活の安定を図る見地から、政府はどのような方針でこの水産加工業を振興しようとしているのか、その点、先ほどからも幾らかお話をありますけれども、この際まとめてお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣（佐藤隆君） 水産加工業は、今お話をさいましたように、漁業と密接な関連を持って発展をいたしてまいりました。しかも、水産加工業と漁業というのは車の両輪だということは、先ほど来話が出ておるところでござります。これが一定程度として振興する必要がある、こういうことでございます。

なればまた、水産加工業は水産物の周年安定供給、それから今おっしゃいましたように水産物の消費拡大、流通コストの削減にも大きな役割を果たしていると私は考えております。

は、常にこうした点を念頭に置きながら、国際規制に関連する漁種から今委員お話しのよう近海資源への原料転換、さらに体質強化、消費拡大等の施策を確実に実行していく、こういう基本的な考え方方は忘れてはならない、こう思つておるところでございます。

○菅野光君 次に、水産加工業は、前段で漁獲された水産物を原材料として、その数量の変動によって操業状態が大変不規則になりやすい、そういう業者が多いというふうに思います。そのため一工場当たりの従業員数が十人未満のものが大変多い。従業員も日雇いなどがあるいは臨時という雇用形態に基づくものが多くて、しかもその従業員の多くは女性なんですね。水産加工業の経営体質は脆弱にならざるを得ないような面を持つておりますが、水産加工業の体質を強化するため具体的にどのような施策を講じようとされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) ただいまお話をしましたような悩みといふものを水産加工業が構造的に持つてることは否めないわけでございます。

そして、そういうことに対応いたしまして、具

体的な対策をいたしましたては幾つか考えていましたが、一つは、何といいましても原 料を安定的に確保するということが、企業の採算にとりましても、あるいはただいまお話をありまし たようなこととの関係で加工業といふものを周年 業操業させるためにも、不可欠かと思つております。そのためには、外国でとつております魚、ス ケトウを初めいたしまして、こういうものの安 定的確保ということもさることながら、やはりこ のところの国際情勢に応じまして原料転換をひ とつ促進する、身近にあるもの、ただいま先生か らお話をありましたように前浜でとれたものをみ ずから使うということが必要でございまして、そ のための近海資源を中心とします加工体制をひと つ整備するということが今回の資金金融通法の再延 長につながる話でもございますし、それから水産 物中核流通加工施設整備事業といふようなもの で、こういう近海魚を加工いたしますモデル加工 施設というのも助成をしてつくっているわけでござります。

さらばに、こういう原料の確保、それから市場の開拓に加えまして、それぞれの経営の合理化なり経営の安定ということが個々の企業対策として必要なわけだと思いますが、このためには、現在、分散的で、ただいま先生からもお話をありましたように非常に小規模で家内工業的にやっている、あるいは十人以下の従業員が多いという形でございますが、これから広域流通あるいは高度加工ということになつてまいりますと、やはり規模のメリットといふものは相当出てまいりますので、経営の共同化なり協業化というものを何とか推進したい。そのため、今回お願いしております法律の中でも、水産加工施設資金の融通の中でも、こういう共同化、協業化というものを大きく取り上げているわけでございますし、それから水産加工業者の経営なり、あるいは生産技術等につきましてマニュアルというようなものも学界なり業界なりのお知恵も拝借いたしましてつくって、それぞれの指針として提供するというようなことも具体的な施策としては行つてはいるわけでございますけれども、こうしたことでいろいろな政策手段といふものはそれぞれつくられておりますが、これをどうやってかゆいところに手が届くような形で、しかも総合化された形で運用していくかということが肝要かと思いますので、そういう方向で、せつかくつくついていたいた法律、制度なり、あるいはせつかくとれた予算の円滑な運用ということに十分意を用いてまいりたいと思っております。

かりやついていただきたいものだというふうに要望いたしたいと思います。

次に、赤身魚は特有な色とにおいのために余り人気がないわけです。特に、イワシは食用向け利用の比率が非常に低くなっています。したがって、近海資源を利用した食用加工技術の開発、これは急務だと思います。先ほどもお話をありましたが、四百万トンからとれるイワシの利用というのは特に急がれるのではないかというふうに思います。そういう意味では、今回の改正は研究開発費にも融資の道を開いたということで一步前進としてこれは評価できるというふうに思います。

今後は水産庁や地方公共団体の研究機関における水産加工品に関する研究の促進を図ることも必要だというふうに思いますが、これについてはどのような施策を講じようとしているのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(田中宏尚君) 魚の消費問題といますか、あるいは漁業全体の問題の基本の大きな一つは、イワシをどうやって人間様に食べてもららうかということかと思つております。今もお話をありましたように四百五十万トンからおととしもとれ、去年も四百万トン台とれているうちで、わずか二%だけが生食用で一七%が加工、全体でも一九%だけが食用に供されておりまして、残りはえさでありますとかあるいは肥料という形になつているわけでございます。

これをどうやって食べさせるかということが、本当に我々としても長い間いろんな研究もしてきているわけでござりますけれども、一つは、生食用としてももう少し努力をする方法があるんじやないか。例えば、今年度熊本のある漁協が宅急便で全国的にイワシのパックを売り出したわけでございます。これは九州内だけじゃなくて東京まで来ている。実は、私自身もわざわざ熊本から取り寄せたわけでございますけれども、千葉に住んで

いる私が、鉢子であれだけイワシがとれながら熊本から取り寄せる。これは非常に皮肉な話でございまして、今まで大量にとれている鉢子あたりでも、もつともつと東京都民なり千葉県民に売る努力といふものはしてしかるべきかと思つております。

ただ、やっぱり生食用だけに頼つておりましては、あれだけ一時に大量にとれて非常に劣化やすいということございまして、大量消費という点から言いますと加工ということを追求せざるを得ないわけでござりますが、従来から冷凍すり身あるいは冷凍フィッシュ・プロックあるいはマリンピーフというようなものの技術を開発してまいりましたし、それから栄養素としてたくさん合んでおりますタウリンでございますとかいわゆるEP A、こういう有効栄養分を分離、活用するという研究も行つてきているわけでござります。

それから、今後特に技術の面で、生のままのすり身じやなくて、冷凍魚を原料としてすり身にする製造技術でございますとか、あるいは今までのような単にすり身だけじゃなくて、もつと広範な形で食品素材として使つていただけるような、粒子を細かくするとかあるいはぶつ切りにするとか、いろんな方法がござりますけれども、そういうことを考えるとか、あるいは今までの技術がこのところ開発され、若干普及もしておりますので、こういうものも活用いたしまして、何とかおいしいイワシというものを消費者に安定的に供給してまいりたいというふうに考えておられると思いますが、これは国としても何か研究資金というものをしっかりと持つてやるべきではないかというふうに思つてゐます。

○菅野久光君 日本は、科学技術等は非常に世界でも冠たるものを持ってゐるわけでありますから、これだけ科学が発達をして、日本の優秀さといふものが世界に認められているわけでありますから、民間の研究機関といふところでも相当やつておられると思いますが、これは国としても何か研究資金というものをしっかりと持つてやるべきではないかというふうに思つてゐます。

間はある程度限られたことになつていくのぢやないかなと。しかし、民間は民間で非常に優秀な方たちもおるわけですが、国としてもぜひ早期にこのような多獲性魚の加工についての取り組みをやるべきじゃないかという、これは私は提言をしておきたいというふうに思います。

次に、低成長下の需要の低迷とかあるいは減塩化あるいは簡便化のよう消費指向の変化、それから添加物や防腐剤の使用に対する関心の高まりなど、水産加工品の消費を定着、拡大していくに当たつての困難は非常に多いというふうに思ひます。水産加工品の消費を定着、拡大するためには、先ほどからいろいろなことを考えておられるように言われましたが、ここで改めてひとつまとめて消費の定着、拡大、それについてお答えをいただきたいというふうに思います。

○政府委員(田中宏尚君) 消費拡大が一つの政策の柱として非常に重要なわけでございますけれども、水産物だけじゃなくていろんな消費拡大につきまして、何といいましても子供と御婦人、これにどう目を向けさせるかということが肝要かと思つております。

そして、そのためにも、我々もいたしましてテレビ放映でございますとかあるいはパンフレットでございますとか、こういうところでできるだけわかりやすく魚の特性、栄養素あるいは調理方法、こういうことをPRしてまいりたいと思っております。残念ながら、今の若い御婦人たちの場合にははどうしても魚のにおいてあるとか、あるいは調理が面倒であるとか、焼けば煙が出るとかといふことで魚に対する抵抗感といふものがある世代といるものもあるわけでござりますけれども、それに対応していろんな加工を施すことによりまして今までマイナスと思われたものを除去できると思つておりますし、それからこのところのゆとりのある生活といふことにかんがみまして、煙が出ること自体がゆとりにつながるというような逆の動きも少し出てきていますので、そういう復古調

してPRを行つてまいりたいと思っております。特に、子供のころからやはり魚になれなければ困るということで、学校給食側に対しましても、学校給食の場では非常に調理が難しいということべきじゃないかという、これは私は提言をしておきたいというふうに思います。

そこで、いろいろ笛や太鼓でPRすると同時に、市場関係者なり魚を売る人、この人方自体がやはり旧態依然たる商慣習でござりますとか、ああいう形で大量処理なり簡単な調理がございませんが、今まで入らなかつたわけでもございませんけれども、このところ、イカリングでございますとかあるいは魚のフィレでございりますとか、ああいう形で児童に提供できるという素材がたくさん開発されておりまして、こういうものをぜひ学校給食の中に取り入れていただくようと考えたいとおもいます。

それからさらに、いろんな笛や太鼓でPRするときまして、何といいましても子供と御婦人、これにどう目を向けさせるかということが肝要かと思つております。

そして、そのためにも、我々もいたしましてテレビ放映でございますとかあるいはパンフレットでござりますとか、こういうところでできるだけわかりやすく魚の特性、栄養素あるいは調理方法、こういうことをPRしてまいりたいと思っております。残念ながら、今の若い御婦人たちの場合にはどうしても魚のにおいてあるとか、あるいは調理が面倒であるとか、焼けば煙が出るとかといふことで魚に対する抵抗感といふものがある世代といるものもあるわけでござりますけれども、それに対応していろんな加工を施すことによりまして今までマイナスと思われたものを除去できると思つておりますし、それからこのところのゆとりのある生活といふことにかんがみまして、煙が出ること自体がゆとりにつながるというような逆の動きも少し出てきていますので、そういう復古調

一月から電力料金が改定をされて、一般的には引

き下げられました。しかし、この改定には極めて大きな問題点が含まれていたと思うんです。つまり、三百キロワット以上五百キロワット未満の事業所も、毎月の契約電力を年間最大の電力を使用する繁忙期の月を基準に決められることになつたということで、例えば北海道の水産加工業者の多くは大体三百キロワットから五百キロワット未満の契約を結んでおります。夏場に大量の電力を使用つて冬場は電力消費が半分以下に落ちるということがあります。しかし、結果的には電力料金が引き上げられることになります。例えば、四百キロワットの契約を結んでいる工場では、年間二百六十万円程度の負担の増加となるというふうに業界では推定をしているようあります。本来は、円高差益の還元ということでお電力料金が下がるというはづなんですが、今度はかえつて電力料金が上がるというようなことは、ちょっと問題ではないかとおもいます。

六十三年の二月二十四日に北海道水産物加工連絡会議を見てみますと、魚の消費といふものは全体の食料消費が停滞している中で確実にふえてきているわけでござりますし、それからスーパーでござりますとかデパート、こういうところでの魚の売り場面積といふものがかなり拡大してきてます。しかも、その拡大してきた中で対面販売が主流でござりますとか池袋でござりますとか渋谷でござりますとか、ああいうど真ん中のデパートの食品売り場でも相当ふえてきているという情勢にござりますので、こういうものを何とか我々といつても側面から応援しながら、魚の消費拡大につながるよう努めてまいりたいと考えておられます。

○菅野久光君 この法案の最後に、実は電力料金のことについてちょっとお尋ねをいたしたいといつましましても側面から応援しながら、魚の消費拡大につながるよう努めてまいりたいと考えておられます。

今回この法改正に当たつても強調されておりますように、最近は水産加工業の体质強化という階級制の採用など、時間帯別電力料金制度の適用など、地域や業種に応じた特例措置の採用を要請したというふうに聞いております。今回のこの法改正に当たつても強調されておりますように、最近は水産加工業の体质強化というのが緊急の課題になつてきています。また、水産加工業では、生産コストに占める電力料金の割合が極めて高いわけです。それだけに、水産加工業に対する電力料金の実質的な値上げは時代の要請に逆行するものということになるのであって、極めて残念な事態だというふうに思ひます。しかし、残念だからといってこのままにしておくわけにはいかないので、この事態を放置する



状況が低い事情について先ほどお伺いをいたしましたけれども、長官はこの利用状況が低い理由の一つに、大変水産業が不況であることを一挙げられ、もう一つは、二百海里問題の深化によってというふうなことを言われておりますけれども、私はこの法案の目的が、二百海里漁業が北洋漁場などへの依存傾向を見直さざるを得なくなつたことを背景に持つているということを考えれば、二百海里問題が深刻化してきたということが理由にはならないんじやないか。むしろ、そういう背景が出てきたから、この法案、制度が利用されなければならぬといふふうに私どもは単純には思うのでござりますけれども、五十年、七百八十八件とおしゃいましたが、そういう利用度にあるといふこと。

これはそういたしますと、当初の目的は、ここ

十年、二度更新したんですか、連してなかつたと

いうふうに考えてよろしいのかどうなのか、ます

この点からね伺いします。

○政府委員(田中宏尚君) 午前中の答弁で、若干

その点舌足らずだつたかと思ひますけれども、こ

の制度が発足いたしましたのは、今先生からお

話ありましたように、二百海里という新しい漁業

秩序なり体制ができるということに伴ういろいろ

な影響を排除するということでスタートしたわけ

でございます。

したがいまして、五十三年から三年間ほどは貸

付実績も平均してかなり高い水準にあつたわけでござりますけれども、実はその後二百海里体制が定着しながら、ある意味ではもたれ状態といいますか、小康状態を保つてきたわけでございます。

ところが、その深化して苦しくなつたと申し上げましたのは、六十年代に入りましたから、その五十年代の後半の小康状態からもう一つ情勢が変わりましたとして、大体五十年代の後半といふものは、ア

メリカの二百海里にいたしましてもソビエト関係にいたしましても、ある程度漁獲割り当てにつきましては、そう大きな変化といふものはなかつたわ

けでございますけれども、六十年代に入つてそれ

ぞの国の水産資源を自國化するという動きが急

になつてまいりまして、漁獲割り当てが急速に減つてしましました。その特徴的なのが、アメリカにつきましては今年度ゼロというところまできたという意味で、その小康状態からまたもう一つ深化といいますか、第二次二百海里ショック的な状況というものが出てきたとということをお話しさせてございます。

ただ、たゞいま先生からお話をありましたよう

に、いずれにしてもこういう新しい二百海里体制

に対応いたしまして、水産加工業の体质を整える

といふことで、せっかく五十二年当時に法律をつくりまして、五年間、五年間と延長してきましたにもかかわらず、いまだにまた再々延長をお願いする

といふことは、いろんな環境の変化はもちろんでございましたけれども、所期の目的を達していません

と言ふとあれでござりますけれども、初期の五年間で完遂できなかつた、それから延長されていました

だきましたもう五年でも達成できなかつたという

ことは、紛れもない客観的な事実かと思つております。

○刈田貞子君 そこで、この法律は限界立法で、

今回もまた五年を自途に考へておるわけでございま

すね。そういたしますと、今の話ですと、最初

の五年で達成できなかつたものを次の五年でまた

もう一つといふふうに言われたわけですが、先ほ

ど同僚菅野委員の方からもお話をありましたよう

に、日本を取り巻く水産業の環境といふのがこ

れから先どういう環境になるかといふの見通し

の問題ともかかわってくるわけですけれども、こ

れは果たして时限立法でいいのかどうなのかとい

う問題があろうかと私は思ひます。

例えば、この制度を利用しようとする業界にお

いても、めどが立たぬということ、いつ借りよう

かと思うめどを立てる安定さがないんじやない

か。三月で決算期を見合せながら次の年度から

の分を借りようかと思うけれども、この年度には

果たしてこの制度がまだ動いているのか、いよい

のかといふようなことはいろいろあるのじやない

かと思うんですね。

したがいまして、本当の意味でこの制度を生かすのならば、私はこれはやはり恒久化すべきでは

ないかなという思いを持っておるんですが、先ほ

どそうできない事情も伺いましたけれども、改め

てお伺いいたします。

○政府委員(田中宏尚君) 水産関係の加工業は、

その大方が中小零細企業が多いわけでございま

す。一般の中小企業につきましても、それぞれの

一般市中金融機関あるいは中小企業金融公庫

でござりますとか国民金融公庫、こういう一般の

対策といふのはあるわけでござりますけれども、

水産加工業につきましては、二百海里時代の到来

という特別の事情に着目いたしまして特別の制度

資金ということを設けたわけでござります。しか

も、この資金の大宗を占めております農林漁業金

融公庫の本来の性格からいいまして、農林漁業經

營者という第一次産業そのものを融資対象にして

いる。しかし、ただ水産の場合には、水産加工業

と漁業經營というものはまさしく車の両輪といふ

ことでもって、こういう特別の横からの法律で事

業能力といいますか、事業能力まではいかなくて

も、こういう低利長期の融資というやつを創設し

ているわけでござります。

そういうことに加えまして、五年間と切り、今

回もまた五年の延長でお願いしておりますのは、

何とかこの五年間で体質を強化していただきたい

という、そういう願望を込めまして、やはりこれ

だけ激変している中でござりますので、いつまで

も長い間かかるて体質を強化するということじゃ

なくして、こういう事態の変化に対応して緊急にや

はり自助努力も積み重ね、こういう資金も活用し

て立ち直り、経営の安定を図つていただきたいと

いう願望を込めましてこの五年でお願いしている

という次第でござります。

○刈田貞子君 そうしますと、その次の五年はあ

るかないかわからないということも含んでいます

けですね。

○政府委員(田中宏尚君) 今年度から新しいネー

ミングになりました水産加工經營改善促進資金、

これは従来からもそらでござりますけれども、水

産加工業すべての運転資金を手当でするという形

でございませんで、要件として、細かくなりま

すが、三つほどございまして、一つは、国際規制

の強化に対応した經營維持に必要な資金、それか

ら近海低利用魚種の食用利用の促進に必要な資

金、それから近海資源型水産加工業の新製品なり

対象が限定されているということが一つあるわけだと思います。この対象といふものは、主に今回御審議いただいている点がございまして、これでは非常に似通っている点がございまして、これは施設資金の導入が残念ながら計画をかなり下回つておられたということと、傾向なり理由としてはございました。

○刈田貞子君 次に、公海の問題について少しお伺いをしたいんでございます。

報道によりますと、アメリカの上院本会議でベーリング公海水域での操業を一時凍結するという米ソ間の合意が実現することになったということで、この海域で操業する日本などについてとの合意を遵守させる決議案を可決したとのことを新聞報道で読みました。そこで、この決議によつて今後どのように我が国としては影響を受けていくのか。それによってステークスあるいはサケ漁への影響などどんなふうになつてくるのか、あるいは水産庁はどう対応なさるうとしておるのか。以上お伺いします。

○政府委員(田中宏尚君) 今回いろいろな形で新聞に報道されているところでござりますけれども、具体的な中身を申し上げますと、三月二十一日に米国上院はベーリング公海での全漁業の全面禁止、いわゆるモラトリームでござりますけれども、これを米ソの合意により実現することを国務長官に要請する決議を採択したということでございまして、院の、国会の決議によつて国務長官にそういう働きかけをするようにという要請決議が現在の段階ではとまつている次第でございます。したがいまして、国会の決議、これはそれぞれの行政府がそれに従いまして行政の努力をすることとはもちろんでございますけれども、少なくとも現段階で決議の状態でござりますので、法的なりあるいは条約的に我が国として拘束されることはありませんし、それから我が国いたしましては、公海におきます漁業の自由という国際的にも認められていることを一方的に制限するといふことは到底は認できるところではございません

。○刈田貞子君 次に、公海の問題について少しお伺いをしたいんでございます。

報道によりますと、アメリカの上院本会議でベーリング公海水域での操業を一時凍結するという米ソ間の合意が実現することになったということで、この海域で操業する日本などについてとの合意を遵守させる決議案を可決したとのことを新聞報道で読みました。そこで、この決議によつて今後どのように我が国としては影響を受けていくのか。それによってステークスあるいはサケ漁への影響などどんなふうになつてくるのか、あるいは水産庁はどう対応なさるうとしておるのか。以上お伺いします。

○政府委員(田中宏尚君) 今回いろいろな形で新聞に報道されているところでござりますけれども、具体的な中身を申し上げますと、三月二十一日に米国上院はベーリング公海での全漁業の全面禁止、いわゆるモラトリームでござりますけれども、これを米ソの合意により実現することを国務長官に要請する決議を採択したということでございまして、院の、国会の決議によつて国務長官にそういう働きかけをするようにという要請決議が現在の段階ではとまつている次第でございます。したがいまして、国会の決議、これはそれぞれの行政府がそれに従いまして行政の努力をすることとはもちろんでございますけれども、少なくとも現段階で決議の状態でござりますので、法的なりあるいは条約的に我が国として拘束されることはありませんし、それから我が国いたしましては、公海におきます漁業の自由という国際的にも認められていることを一方的に制限するといふことは到底は認できるところではございません

。○刈田貞子君 水産加工品の問題についてお伺いします。されど、こういう形でベーリング公海での漁業規制というものは徐々に強まってくる傾向は確かにござりますので、我々といづれにしても、こういう形でベーリング公海に認められた基本ラインに沿いまして、それぞれ同時に、こういう公海自由の原則という国際的に認められた基本ラインに沿いまして、それが運営されるべきであることを水産新聞にも盛んに書かれています。これは消費者の嗜好にもよるわけでございますけれども、すり身等の原料、こういふもの減少にもよるのかどうなのか。まず、この練り製品全体の生産状況、あるいはその周辺問題についてお伺いします。

○刈田貞子君 政務次官にお伺いいたします。今お話をありましたように、國務長官への要請事項であるというふうに今御説明がございましたが、いずれにしても我が国の漁業は年を追うごとに狹められて、大変厳しい状況に追い込まれていることは確かでございます。これまで水産国日本が開拓してきたたくさんの好漁場と言われるようところから縮み出しを食つていくというようなことで、一方、水産物の輸入の激増というような状況の中で、今後我が国の漁業はどんな方向にかじ取りをしていかなければいけないのか、その振興はどんな形で振興策を進めていければよろしいのか、この点について御認識をお伺いしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) 水産加工の非常に大きなウエートを占めております水産練り製品でござりますけれども、これはただいま先生からお話をありましたように、消費者のニーズというものが多様化、高度化してきているということに伴いまして、水産練り製品の消費というものが停滞傾向にある。それからここ数年間、非常な勢いで外国に輸出しておりましたカニ風味がまばこ、これが田高なりあるいは発展途上国の輸出努力ということがございまして日本からの輸出が減少しているということで、全体的に申しますと、ただいまお話をされましたように伸び悩み傾向というものは否めないわけでございます。

しかし、このところ若干情勢が変わつてきておりまして、特に原料が昨年の秋以降かなり安かつたことの一年などは数年来の底値を記録しました。ことしの一年などは前年同月に比べまして上がつております。

このような状況を踏まえ、水産庁では長期的視点に立つて水産施策の基本方向を確立するため漁業問題研究会を開催し、我が国周辺水域における漁業の振興策について、昨年十一月にその中間報告を受けたところでございます。今後は、同報告を踏まえて我が国二百海里水域の高度利用や消費者ニーズに適合した水産物供給体制の整備等について施策の具体化を図るとともに、海外漁場の確

保を図りつつ漁業の再編、整備を推進することにより漁業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○刈田貞子君 水産加工品の問題についてお伺いします。最も身を主原料としたところの練り製品の話も、すり身を主原料としたところの練り製品の話です、この練り製品が全体的に生産が大変縮小されていますけれども、すり身等の原料、こういふもの減少にもよるのかどうなのか。まず、この練り製品全体の生産状況、あるいはその周辺問題についてお伺いします。

○政府委員(田中宏尚君) 水産加工の非常に大きなウエートを占めております水産練り製品でござりますけれども、これはただいま先生からお話をありましたように、消費者のニーズというものが多様化、高度化してきているということに伴いまして、水産練り製品の消費というものが停滞傾向にある。それからここ数年間、非常な勢いで外国に輸出しておりましたカニ風味がまばこ、これが田高なりあるいは発展途上国の輸出努力ということがございまして日本からの輸出が減少しているということで、全体的に申しますと、ただいまお話をされましたように伸び悩み傾向というものは否めないわけでございます。

しかし、このところ若干情勢が変わつてきておりまして、特に原料が昨年の秋以降かなり安かつたことの一年などは数年来の底値を記録しました。ことしの一年などは前年同月に比べまして上がり

たことによりまして、消費が回復基調にございまして、直近時点のあれで申し上げますと、去年の十一月、十二月の家計調査、これで見ますと、久しぶりに水産練り製品の一世帯当たりの消費量というのも前年同月に比べまして上がつてございました。この形になつておりますし、それからこのところいろいろ努力の積み重ねがございました。ことしの一年などは数年来の底値を記録しましたけれども、これは従来ほとんどすべてがスケトウダラすり身という形で行われてきたわけでございまして、直近時点のあれで申し上げますと、去年の十一月、十二月の家計調査、これで見ますと、久しくぶりに水産練り製品の一世帯当たりの消費量というのも前年同月に比べまして上がつてございました。このところの外國との関係等から言いましてスケトウダラすり身自体が少なくなってきたことは事実でございますけれども、これにかわるものといたしまして、ホキでございますとか、ある

でありますので、高級感なりあるいは調理の簡便性ということもございまして、水産練り製品のこれから将来というものは決して悲観すべき状況ではないというふうに基本的には考えておる次第でございます。

○刈田貞子君 このは食品需給研究センターのデータですと、昨年の練り製品生産量は七十六万五千百四十トン、これは対前年比三・一%の減と同時に、このところ四年連続減産なんですね。だから、この国にいろんなチャンネル、いろんな場で働きかけを行つてまいりたいと思っております。

いはミナミダラでござりますとか、あるいはイトヨリ、さらにはホッケ、それから近海でのイワシというようなもののすり身への使用という新しい傾向も出てきているわけでございます。それに加えまして、国内生産量としての特にスケトウダラのすり身生産といらものは確かに数字としてここ数年低減傾向にあるわけでござりますけれども、一方、輸入というのも結構ふえてきておりまして、全体としてのスケトウダラ、それからその他冷凍すり身、それプラス輸入量という、トータルとして見てみますと、このところ数年間、大体五十万トン台ということで横並びで來ているわけでございます。ただいま御紹介ありました六二年の数値につきまして我々としては正確な数字の集計をまだ終えておりませんけれども、それは六十一年に比べて大きく減ったというふうには認識していられないわけでございます。

したがいまして、原料が少なくなったというこ

ともざることながら、消費者の嗜好でござりますとか、それからむしろ消費者の嗜好に合わせるという形で原材料をいろいろと多角化してきているという傾向がこのところ顯著に見られますし、そういうものの一つの動きとして、例えばその代替といたしましてむしろ地元でとれた魚を地元らしいすり身にし、かまぼこなり加工品にしていくという、そういう特産的な練り製品をつくつていこういうものが予想外に消費者に受けてきているという、ほかの食品でもそうでございますけれども、個性化、個別化というような動きもひとつござりますので、そういう全体の動きとして見ますと、先ほど申し上げましたように、練り製品全体としてはこれから努力のしようによつては決して暗くはないというふうに考へておられる次第でございます。

○刈田貞子君 やつぱり消費者が一生懸命買わなければ日本の魚加工業界が大変困るんだというこ

とになるわけですねけれども、きょうの新聞に魚肉練り製品の活性化ということで日本が新しい新製

品をたくさんつくり出したという話が載つていて、私は大変興味があるものですから一生懸命読んでおりますわけですが、最近こうした今おつしやられているように、消費者の目先を変えてそして嗜好をそそる商品をたくさん開発しておるわけですね。

私は、ここでちよつとお伺いをしたいのは、先ほども局長答えられておりましたように、マリンビーフ、それからサケソーセージとかいうふうな話をなさつていたと思うんだけれども、きょう公正取引委員会さんにも来ていただいているのでネーミングの問題を少し伺つてみたいでござりますけれども、マリンビーフというものの実物を私はまだ見たことがございません。ですけれども、この名称、品名からくる感覺というのは、ちょっと私はビーフというのが大変気になりますと私が後からお話し出しますサーシンミートというのがあるわけです。それからシェルステーキ、それからカニ風かまぼこは大変問題になりますけれども、今言つたような名前から魚が想像できるか肉が想像できるかという、こういう問題になるわけでございます。過去にも公正取引委員会ではいわゆる疑似商品というような食品についていろいろ商品名の適正化の御指導をなさつたと思うのですが、私は先ほど言いましたシェルステーキというものは、これは完全に違法でございます。というのによつては、その商品名をつくる場合は打ち消し表示の適正化を図った次第でございます。

その内容は、具体的には疑似加工食品に本物と紛らわしい商品名とかあるいは本物の絵、図案をして、こうした疑似加工食品の商品名等に関する表示の適正化を図った次第でございます。

その内容は、具体的には疑似加工食品に本物と紛らわしい商品名とかあるいは本物の絵、図案を付したりしないこと、あるいは商品名と同一視野に入る場所に本物でない旨を明瞭に表示することなどを表示の要件とするものであります。このように疑似加工食品の商品名につきましては公正取引委員会として厳正に対処してきたというところでございます。

○刈田貞子君 だから今のお話で、誤認をされるような疑似加工食品をつくる場合は打ち消し表示の必要になつてくるわけです。さつきのところが必要になつてくるわけですね。だから、そういうものが需要になつてくるわけですね。だから、そういう商品がどんどん出でてくるわけですね。だから、こういったことを含めて、私はそういう新商品がどんどん開発されていくことを希望いたしておりますし、ありませんと書かなければいけないわけで、今のカニ風味かまぼこには、これはカニではありませんと必ず書いてあるわけですね。だから、そういうことを含めて、私はそういう新商品がどんどん開発されたいことを希望いたしておりますし、それが、引き続き魚の加工ということと、さつきイワシの話が出ておりました。これは厚生省食品といるのはどんどん出でてくるわけでござります。したがいまして、そういう表示法の問題が出てくる場合については適切な御指導をしていただきたいことを希望いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それから、引き続き魚の加工ということで、さつきイワシの話が出ておりました。これは厚生省さんにお伺いいたしますが、最近煮干しが褐変します。したがいまして、そういう表示法の問題が出てくる場合については適切な御指導をしていただきたいことを希望いたしますので、よろしくお願ひいたします。

ついでござりますと色が変わつて行くのが普通でございますが、褐変をしないということでこれは酸化防止剤BHTが使われていることは間違いないわけでございますけれども、消費者はこの手のものにまでそういう添加物が使われては困るということで、これはぜひBHTを除いた煮干しをつくるということと、これはぜひBHTを除いた煮干しをつくることで、消費者が申し入れて業界とくお願いいたします。

提携をしてそういう煮干しをつくりたいということを提案したところ、加工業者がBHT、つまり酸化防止剤を使ってない煮干しは市場流通が無理である、こういう話をして、つくる方はつくつてもいいんだけれども市場が受け入れないという話が出てきておる、こういうことなんですか。厚生省さん、BHTの使用状況はどんな状況になつていますか。

○説明員(大澤進君) 御承知のようにBHTは食品添加物に指定されおりませんが、もちろん目的は酸化防止剤ということで、対象食品、つまり使用状況なんですが、魚介類の冷凍品、それから鯨の冷凍品、チューインガム、それから油脂、バター、煮干しなんかを含めた魚介類の乾製品、それからあるいは塩蔵品とか、さらに乾燥裏ごしの芋、これらに使用が認められておりまして、現在使われている状況でございます。

○刈田貞子君 すべてに使われますか。

○説明員(大澤進君) この添加物も使用基準が定まっておりませんので、今私が申し上げたような対象食品、これらについては広く使われている。ただ、例えば魚介の冷凍食品の何と何に使われるかとか、あるいは今言つた干物、そういうものについてもどれとどれに使われているかそこまで私たちも詳しくその業界の実態は把握できておりませんが、一般には広く使われているという状況と承知しております。

○刈田貞子君 そういうことなんです。それで、消費者としては、やっぱりそういう添加物みたいなものがこういう魚肉加工品に入っていることは考えられないわけでございまして、こういうものも御指導していただきなければなかなか魚加工品にならない。これは煮干しだけじゃないんです。すべての干物におよを使われていると思います。市場流通段階でそれを荷受けしないというのが実態のようでござりますけれども、ぜひこの辺のところを調べていただければと思います。

それからもう一つは、これは千葉県の行政の話でございます。お名前を申し上げてもよろしいん

ですが、あえて言わずに申し上げれば、千葉県の主婦たちがさつき言つたサージンミート、これは先ほど菅野委員の方からも出ておりましたように、多獲性魚としてこれからいろいろな形でさらには利用されていかなければいけないと、いうことでサージンミートというものを開発しよう、こういうことで県の漁政課から補助金を受けようと、こうしたことになつたわけです。そうしましたら、県が指定している添加物を使わなければ助成の対象にならないと、こういうことになつてきました。それで、そんなものは我々はできないと、いうことで、そのサージンミートは今棚上げになつていて、そのサージンミートは今棚上げになつていて、ただネーミングだけがひとり歩きしているんですよ。そういう実情があるわけです。

したがいまして、消費者の方では、今御存じのとおり無添加という付加価値を大変望んでいますので、行政や業界があれ

けでござりますね。その中で、行政や業界があれで、そんなものは我々はできないと、いうこと

で、そのサージンミートは今棚上げになつていて、ただネーミングだけがひとり歩きしているんですよ。そういう実情があるわけです。

それから、添加物につきまして、魚のように一度にたくさんとましても、しかも非常に劣化する

のが早いといふものを使わなければ流通させられないと、いろいろと注意

の場合で、そのことを考へますと、いろいろと注意

に注意を重ねるといふことも必要でござりますけれども、注意を重ねるがために余計なものを入れ

るといふこともかえつてマイナスでござりますの

で、その辺は厚生省あたりとも十分連絡をとりながらこれから適切な対応といふことをしていかなければ

水産物の消費拡大ということにマイナスになるといふふうに考へております。

○刈田貞子君 それから、大変細かい話ばかりで恐縮なんですが、缶詰の缶の値段が大変に高くて探

算が合わない。きょう私ちょっと買つて持つて

ついにただきだいなといふうに思ふんでございまますけれども、もうもうお話をいたしましたこと

を含めて、長官の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) ネーミングなり添加物

なり幅広い消費者との接点についていろいろ御意見をちょうだいしたわけでござりますけれども、

まずネーミングの問題にしましては、先ほどもち

よつと議論になりました。我が役所の仕事といたしまして、今御審議いただいている法律の名前も

法律に直りますと六十七文字という非常に長いや

統計的な処理で集計でいるわけではございま

せんけれども、缶詰の缶代につきましては非常に

種類なり材質というもののも色々でございまして、

資源の確保ということで沿岸事業が大変な事業に

なっていくんだというお話をございましたが、そ

の缶代が非常に業界にとって負担になつてゐる、

コスト高につながるということでござりますけれ

ども、この辺のところはどんなふうになつてゐる

んでしようか。

○政府委員(田中宏尚君) 我々残念ながらすべて

のポイントからお話しいただけませんか。

○政府委員(田中宏尚君)　ただいま御指摘がござりますけれども、一つは、種苗の生産につきまして、従来の種苗生産数量というとの増大に加えまして、何といたしましても良質な種苗の生産なり種苗生産のコストの低減を図る、量的拡大に加えて質的な問題を重視していくべきであるということが第一点でございます。それから第二点いたしましては、これは一つの都道府県じゃなくて数都道府県にわたりて回遊する魚種につきましては、関係都道府県が相協力いたしまして調査なり管理を行うべきということが第二点でございます。それから第三点といたしまして、放流効果が明らかになつてきただものにつきましては、受益者負担というものを確保すべく努めるべきであるということが言わわれておりますわけでございます。それから第四点といたしまして、その技術開発に関しまして、バイオテクノロジのますとか、いろいろこのところの新しい技術の導入につきましては、特に海洋の生態系、こういふものに対して与えます影響、こういうものを十分配慮して慎重に対処すべきであるということが言われておるわけでございます。

こういう四つの柱にのつりまして、その目標年度を昭和六十八年度までとして、今先生からもお話しありました沿岸漁場整備開発事業、こういふほかの事業といいますか、いろんな事業を相連係させ調和させて、栽培なりあるいは育成に努めるべきであるということが今回の基本方針の基本になつております。

こういう四つの柱にのつとりまして、その目標年度を昭和六十八年度までとして、今先生からもお話しありました沿岸漁場整備開発事業、こういうほかの事業といいますか、いろんな事業を相連係させ調和させて、栽培なりあるいは育成に努めるべきであるということが今回の基本方針の基本になつております。

必ずしも上がっていないといふもののも少しがざいりますけれども、五十八年に掲げました魚種の中では、特にホタテガイでござりますとかあるいはマダイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、それからヨシエビ、こういうものにつきましては、種苗の量産を安定的に実施することが可能となりまして、当初の目的を達成できたというふうに考えております。

○刈田貞子君 大臣も所信の中でつくり育てる漁業というようなことをうたっておられますから、これから漁業を考えるに当たっては非常に大事な部分になるわけですけれども、菅野委員の方からも、息の長い事業なものだから財政当局からの理解がなかなか得られないということで、近視眼的な物の考え方をとにかくせぬように理解を求めていかなければならないというお話を午前中あつたわけでございますけれども、やはり財政当局から

こういう体制整備の中でそれぞれの具体的な怎種についての成果でござりますけれども、アワビでございますとかあるいはアカガイ、ウニ、こういふものにつきましては、技術的には当初見通した技術開発というものができた。しかし、残念ながら現美の放流なり育成という点ではまだ実効が

果といいますか達成度合いということでござりますが、それとも、一つはハード面で申し上げますと、国の栽培漁業センター、これにつきましては全国の各海区別に整備が行われてまいりまして、今年度、六十二年度竣工予定の南伊豆の事業場、これで一応それぞれの地域における整備というものが完了いたしまして、全国で十四ヵ所の整備を終えるという形におかげさまでなつておるわけでござります。それから、別途、国だけじゃなくて都道府県の栽培漁業センターの整備というものも行ってまいりまして、現時点では三十七道府県で設置がされておりまして、こういう国のセンターと都道府県のセンター、これが相呼応いたしまして栽培漁業の技術開発の体制なり、それから種苗の量産体制というものは一応整つたというふうに考えております。

して施設の適切な管理運営を図ることにつきましての指導強化を図つたということ。それからもう一つは、何といいましても、計画をつくります際に、事前協議等によりまして適切な計画の策定をするようについて従来以上に指導を強めておりますし、それからもう一つは、せっかくできました施設の適正な管理運営ということにつきましても的確な把握なり施行ということに努めさせることにしておるわけでございます。  
いずれにいたしましても、こういう指摘があつたことは非常に我々としても残念でございまして、今後こういうことが二度とないよう、全力をあげてこの系統の事業の十全な効果の發揮に努めたいと思っております。

たとおりでございますけれども、我々といだしましては、この事業の重要性なり必要性、そういうことに着目いたしまして、早速指摘された事項についての改善処置というものを取り進めているわけでございます。

理解を得ていただくためには、私はやっぱり正しい予算の使い方というものが大事だと思うんですね。これは小言を言うのじゃありませんから聞いてください。

六十一 年十一月ですか、会計検査院からの指摘事項として、増養殖場造成事業の適正化にかかるわざで指摘を受けておりますね。一つが管理状況の問題ですね。それからもう一つが、種苗の放流が計画どおりに行われていないということです。会計検査院の指摘があるわけですが、これはどうなっていますか。

○政府委員(田中宏尚君)　ただいまお話しありますように、せつからつくり育てる漁業ということに全力を傾注していくながら、会計検査院から不幸にして御指摘があつたわけでございます。指摘内容につきましては先生からだいまお話しあります。

し、それからまた沿岸の環境を整えるということと  
で、魚礁の整備というようなことはやはりこれ  
も力を入れていかなきゃいけないと思うんです  
が、これも私、大変興味を持つたのは同じ高知で  
間伐材を魚礁にしていくというおもしろいケー  
ースを見てまいりましたが、大変に結果はよろしい  
うでございます。こんなふうな工夫とか、あるい  
は大変有名な大分の海洋牧場、こうしたこととも含  
めまして、これから日本の育てる漁業に向けてい  
ろんな手だてがあるというふうに思うんでござい  
ます。

したがいまして、大臣から育てる漁業について  
抱負をお伺いいたしまして、私の質問を終わりま  
す。

○政府委員(吉川博君) 私も実は愛知県におりま  
すときいろいろなことをやつたわけでございます  
が、稚魚の増殖もいたしておりますし、あるいは  
いろんな手だてがあるというふうに思うんでござい  
ます。

では、あれはだしが高知県だと思ひましたけれども、高知で転作田の跡を利用してウナギを養殖しているのを見きました。言うてみれば、内水面での振興策というのも、海の魚に比べれば微々たるものでござりますけれども、やはり大切な魚資源の確保の一策ではないかと、いうふうに思ひます。

のところが非常に放流計画が進んでいないということです。これは措置溝などで指摘されているんですね。これは措置溝として検査院に報告をするにはなかなか大変なことだらうというふうに思うんですが、この種の事業はこれから水産庁にとっても大切な事業になつてしまりますので、やはり丁寧に適切に措置を進めていただきたい、このように思います。  
あとは、大臣が見えておられませんので、政務次官よろしくおこざいますか。大臣のかわりに答弁していただけますか――。

今のつくり育てる漁業のことですね、これは六十八年をにらんで今基本方針が出ているわけですか。要するに、魚資源の確保という問題になるわけですけれども、私は今大麥関心を持つていて、いかが、興味を持っているものの一つに、内水面の振興策というのを今生懸命考えておりまし

し、それからまた沿岸の環境を整えるということとで、魚礁の整備というようなことではやはりこれも力を入れていかなきゃいけないと思うんです  
が、これも私、大変興味を持ったのは同じ高知で  
間伐材を魚礁にしているというおもしろいケース  
を見てまいりましたが、大変に結果はよろしいよ  
うでございます。こんなふうな工夫とか、あるい  
は大変有名な大分の海洋牧場、こうしたことも含  
めまして、これから日本の育てる漁業に向けてい  
ろんな手立てがあるというふうに思うんでござい  
ます。

したがいまして、大臣から育てる漁業について  
抱負をお伺いいたしまして、私の質問を終わりま  
す。

○政府委員(吉川博君) 私も実は愛知県におりま  
すときいろいろなことをやつたわけでございます  
が、稚魚の増殖もいたしておりますし、あるいは

されはたしか高知県だと思ひましたけれども、高知で転作田の跡を利用してウナギを養殖しているのを見きました。言うてみれば、内水面の振興策というのも、海の魚に比べれば微々たるものでございますけれども、やはり大切な魚資源の確保の一策でよいかと、うふうて思ひます

こういう四つの柱にのつとりまして、その目標年度を昭和六十八年度までとして、今先生からもうお話しありました沿岸漁場整備開発事業、こういうほかの事業といいますか、いろんな事業を相連係させ調和させて、栽培なりあるいは育成に努めるべきであるということが今回の基本方針の基本になつております。

○刈田貞子君 これは五十九年三月に公表され、六十二年度で締めになる第一次の基本方針ですね。私も読ましてもらいましたけれども、いろいろ出されておりますが、それはクリアされてきてるんでしようか。例えば、私なんかは、八十種にわたる種苗の研究とか、それから十種については大量生産実用化が進んだとかいうふうなことを伺っておりますけれども、一次方針は経過的にはどういうことになつておりますか。

○政府委員(田中宏尚君) 第一次の基本方針の成

○政府委員(田中宏尚君)　ただいま御指摘がござりますけれども、一つは、種苗の生産につきまして、従来の種苗生産量といううことの増大に加えまして、何といたしましても良質な種苗の生産なり種苗生産のコストの低減を図る、量的拡大に加えて質的な問題を重視していくべきであるということが第一点でございます。それから第二点といたしましては、これは一つの都道府県じゃなくて数都道府県にわたって回遊する魚種につきましては、関係都道府県が相協力いたしまして調査なり管理を行うべきということが第三点でございます。それから第四点といふ点といたしまして、放流効果が明らかになつてきたものにつきましては、受益者負担というものを確保すべく努めるべきであるということが言われておるわけでございます。それから第五点といつましても、その技術開発に関しまして、バイオテクノロジーを十分配慮して慎重に対処すべきであるということが言われておるわけでございます。

必ずしも上がっていないといふもののも少しがざいりますけれども、五十八年に掲げました魚種の中では、特にホタテガイでござりますとかあるいはマダイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、それからヨシエビ、こういうものにつきましては、種苗の量産を安定的に実施することが可能となりまして、当初の目的を達成できたというふうに考えております。

○刈田貞子君 大臣も所信の中でつくり育てる漁業というようなことをうたっておられますから、これから漁業を考えるに当たっては非常に大事な部分になるわけですけれども、菅野委員の方からも、息の長い事業なものだから財政当局からの理解がなかなか得られないということで、近視眼的な物の考え方をとにかくせぬように理解を求めていかなければならないというお話を午前中あつたわけでございますけれども、やはり財政当局から

こういう体制整備の中でそれぞれの具体的な怎種についての成果でござりますけれども、アワビでございますとかあるいはアカガイ、ウニ、こういふものにつきましては、技術的には当初見通した技術開発というものができた。しかし、残念ながら現美の放流なり育成という点ではまだ実効が

果といいますか達成度合いということでござりますが、それとも、一つはハード面で申し上げますと、国の栽培漁業センター、これにつきましては全国の各海区別に整備が行われてまいりまして、今年度、六十二年度竣工予定の南伊豆の事業場、これで一応それぞれの地域における整備というものが完了いたしまして、全国で十四ヵ所の整備を終えるという形におかげさまでなつておるわけでござります。それから、別途、国だけじゃなくて都道府県の栽培漁業センターの整備というものも行ってまいりまして、現時点では三十七道府県で設置がされておりまして、こういう国のセンターと都道府県のセンター、これが相呼応いたしまして栽培漁業の技術開発の体制なり、それから種苗の量産体制というものは一応整つたというふうに考えております。

して施設の適切な管理運営を図ることにつきましての指導強化を図つたということ。それからもう一つは、何といいましても、計画をつくります際に、事前協議等によりまして適切な計画の策定をするようについて従来以上に指導を強めておりますし、それからもう一つは、せっかくできました施設の適正な管理運営ということにつきましても的確な把握なり施行ということに努めさせることにしておるわけでございます。  
いずれにいたしましても、こういう指摘があつたことは非常に我々としても残念でございまして、今後こういうことが二度とないよう、全力をあげてこの系統の事業の十全な効果の發揮に努めたいと思っております。

たとおりでございますけれども、我々といだしましては、この事業の重要性なり必要性、そういうことに着目いたしまして、早速指摘された事項についての改善処置というものを取り進めているわけでございます。

理解を得ていただくためには、私はやっぱり正しい予算の使い方というものが大事だと思うんですね。これは小言を言うのじゃありませんから聞いてください。

六十一 年十一月ですか、会計検査院からの指摘事項として、増養殖場造成事業の適正化にかかるわざで指摘を受けておりますね。一つが管理状況の問題ですね。それからもう一つが、種苗の放流が計画どおりに行われていないということです。会計検査院の指摘があるわけですが、これはどうなっていますか。

○政府委員(田中宏尚君)　ただいまお話しありますように、せつからつくり育てる漁業ということに全力を傾注していくながら、会計検査院から不幸にして御指摘があつたわけでございます。指摘内容につきましては先生からだいまお話しあります。

し、それからまた沿岸の環境を整えるということと  
で、魚礁の整備というようなことはやはりこれ  
も力を入れていかなきゃいけないと思うんです  
が、これも私、大変興味を持つたのは同じ高知で  
間伐材を魚礁にしていくというおもしろいケー  
ースを見てまいりましたが、大変に結果はよろしい  
うでございます。こんなふうな工夫とか、あるい  
は大変有名な大分の海洋牧場、こうしたこととも含  
めまして、これから日本の育てる漁業に向けてい  
ろんな手だてがあるというふうに思うんでござい  
ます。

したがいまして、大臣から育てる漁業について  
抱負をお伺いいたしまして、私の質問を終わりま  
す。

○政府委員(吉川博君) 私も実は愛知県におりま  
すときいろいろなことをやつたわけでございます  
が、稚魚の増殖もいたしておりますし、あるいは  
いろんな手だてがあるというふうに思うんでござい  
ます。

では、あれはだしが高知県だと思ひましたけれども、高知で転作田の跡を利用してウナギを養殖しているのを見きました。言うてみれば、内水面での振興策というのも、海の魚に比べれば微々たるものでござりますけれども、やはり大切な魚資源の確保の一策ではないかと、いうふうに思ひます。

し、それからまた沿岸の環境を整えるということとで、魚礁の整備というようなことではやはりこれも力を入れていかなきゃいけないと思うんです  
が、これも私、大変興味を持ったのは同じ高知で  
間伐材を魚礁にしているというおもしろいケース  
を見てまいりましたが、大変に結果はよろしいよ  
うでございます。こんなふうな工夫とか、あるい  
は大変有名な大分の海洋牧場、こうしたことも含  
めまして、これから日本の育てる漁業に向けてい  
ろんな手立てがあるというふうに思うんでござい  
ます。

したがいまして、大臣から育てる漁業について  
抱負をお伺いいたしまして、私の質問を終わりま  
す。

○政府委員(吉川博君) 私も実は愛知県におりま  
すときいろいろなことをやつたわけでございます  
が、稚魚の増殖もいたしておりますし、あるいは

されはたしか高知県だと思ひましたけれども、高知で転作田の跡を利用してウナギを養殖しているのを見きました。言うてみれば、内水面の振興策というのも、海の魚に比べれば微々たるものでございますけれども、やはり大切な魚資源の確保の一策でよいかと、うふうて思ひます

し、それからまた沿岸の環境を整えるということとで、魚礁の整備というようなことではやはりこれが、これも私、大変興味を持ったのは同じ高知で、力を入れていかなきやいけないと思うんですが、これも私、大変興味を持つたのは同じ高知で、間伐材を魚礁にしているというおもしろいケースを見てまいりましたが、大変に結果はよろしいようでござります。こんなふうな工夫とか、あるいは大変有名な大分の海洋牧場、こうしたことも含めまして、これから日本の育てる漁業に向けていろんな手立てがあるというふうに思うんでござります。

したがいまして、大臣から育てる漁業について抱負をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(吉川博君) 私も実は愛知県におりま

て、あれはたしか高知県だと思ひましたけれども、高知で転作田の跡を利用してウナギを養殖しているのを見てきました。言うてみれば、内水面の振興策というのも、海の魚に比べれば微々たるものでござりますけれども、やはり大切な魚資源の確保の一策でなあいかと、うふうちと思ひます。

し、それからまた沿岸の環境を整えるということと  
で、魚礁の整備というようなことではやはりこれ  
も力を入れていかなきゃいけないとと思うんです  
が、これも私、大変興味を持ったのは同じ高知で  
間伐材を魚礁にしているというおもしろいケース  
を見てまいりましたが、大変に結果はよろしいよ  
うでございます。こんなふうな工夫とか、あるい  
は大変有名な大分の海洋牧場、こうしたことも含  
めまして、これから日本の育てる漁業に向けてい  
ろんな手立てがあるというふうに思うんでござい  
ます。

したがいまして、大臣から育てる漁業について  
抱負をお伺いいたしまして、私の質問を終わりま  
す。

○政府委員(吉川博君) 私も実は愛知県におりま  
すときいろいろなことをやつたわけでございます  
が、稚魚の増殖もいたしておりますし、あるいは

て、あれはたしか高知県だと思ひましたけれども、高知で転作田の跡を利用してウナギを養殖しているのを見きました。言うてみれば、内水面の振興策というのも、海の魚に比べれば微々たるものでござりますけれども、やはり大切な魚資源の確保の一策ではなかつらうかと思ひます。

ウナギの養殖もかなり大きいやつております。あるいは沿岸に要らなくなつた電車なんか沈めましたし、いろんな方法で漁業というものを進めてまいりました。しかし、これも技術的に大変難しい面がありました、採算に乗るまではなかなか努力が必要だと思うわけであります。ちょうど始まってここ七、八年ぐらいでございまして、まだ完全にそれが軌道に乗つたということは言えないと、もうと思うんですが、これから当然それらの事業を努力して発展させる必要があると、かよう存じておる次第でございます。

○國務大臣(佐藤隆君)　ただいま政務次官から誠実にお答え申し上げましたとおりでございますので、ともどもその趣旨に沿つて努力をしてまいりたいと、かように思つております。

○委員長(岡部三郎君)　委員の異動について御報告いたします。

本日、一井淳治君及び八百板正君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君及び久保田真苗君が選任されました。

○諫山博君　日本は昔から魚の豊富な国とされていました。戦前から有名な水産国だったと思います。ところが、現在は世界で有数な水産物の輸入国になりました。水産物の輸入額が既に一兆円をはるかに超えるというような状況です。この問題をどう考えるのかということです。国内の水産だけでは需要を満たせない。魚の供給減が、今問題になっている水産加工業の不振の原因になつてゐるということが言われています。

一方では、外国からの水産物の輸入が、国内の水産業を圧迫するその重要な要因になつてゐることも明らかです。しかも、水産物を輸入しているのは大体大きな商社あるいは大きな水産会社です。この輸入が年々ふえて、国内の中小水産業が非常に大きな打撃を受けています。一方では、そうしないと国内の需要を満たせないのではないかといふ議論もあるようですがれども、この問題に対する農水省の基本的な見解はどうでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君)　ただいま御指摘ありますように、水産物の輸入がここのことろふえてまいりまして、去年、曆年で申し上げましても、一兆二千億を超す金額、規模になつてゐるわけでございます。そして、これをどう位置づけ、どう評価するかという問題、非常に難しい問題もはらんでいるわけでござりますけれども、この中の大宗を見てみますと、例えば一兆強のうち三千五百五十億強がエビである、あるいはカニ等につきましても五百億というようなことで、日本近海ではなかなかとれないけれども、国民の食生活の嗜好というもののからいって、輸入に待たざるを得ないというのも相当なウエートを占めているわけでございます。

ただ、その中でも日本の近海、日本の漁業者みずからがとっているものと競合するものももちろんあるわけでございまして、こうなものにつきましては、何とか消費者の要望にこたえるためには相当程度の輸入はせざるを得ないと思しますけ

れども、きちんと秩序のある輸入ということと、集中豪雨的に一時期に入ってきて国内流通を混乱させるということは少くともあっては困るわけでございますので、そういう秩序ある輸入体制のもとで国民が必要とする食料は外国からも輸入せざるを得ないという形にあるわけでございます。ただ、長期的には、何といましても、国内で少しでも魚の供給力というものを高めるということは肝要でございますので、沿整事業でございますとか、あるいは構造改善事業でございますとか、各種の事業を活用いたしまして、つくり育てる漁業というものを今後とも展開してまいりたいとうふうに考えております。

○諫山博君 国内の水産業と競合しない魚の輸入というのは、これは当然あり得ることなんですね。ただ、国内の水産業を直撃するような魚の輸入も相当あると思いますけれども、魚種としてはどういうものがありますよ。

○政府委員(田中高尚君) 具体的にはサバでござりますとか、イワシでござりますとか、イカでありますとか、我々の身近な魚、これが競合するものになるわけでございますし、零細中小な沿岸なり沖合の漁業者というのに悪影響を与える危険があるわけでございます。

したがいまして、こういうものにつきましては、輸入割り当て制度というものを水産につきましてはまだかなり残しているわけでございますが、それから、例えばやはり経営上いろいろ問題がありますマグロでございますとかワカメ、こういうものにつきましては、政府間でございますとかあるいは民間レベル、こういうところで輸入数量の協議というものをを行いまして、合意数量を担保するため、輸入事前確認制の対象にするということも行っておりますので、少なくとも近海の、相当程度といいますか、決定的に競合するようなものにつきましては、輸入制度というものをおかげさまで現在、ただいまお話ししましたような形で採用させていただいておりますので、これの円滑な運営ということで、国内への影響を遮断

してまいりたいというふうに考へておるわけでござります。

○諫山博君 研究者の書いたものを見ますと、例えれば非自由化品目をふやすべきではないかとか、あるいは関税率を検討したらどうかとか、輸入課徴金を採用したらどうかとか、いろんなことが言われているようでけれども、そういう問題は検討の対象になつていませんか。

○政府委員(田中宏尚君) このところ苦しさを増しておられます国内の漁業経営という点からいいますと、そういう御意見なり考え方というものもあることは確かでござりますけれども、ただいまお話ししましたように相当数の魚種につきまして現に輸入割り当てをとつてゐる。それから関税制度においてもしかりでございまして、これだけ国際化してきている環境の中、しかもガット体制といふもののなかで、これ以上の輸入規制ということを制度的に確立するということは困難でございますし、そういうことをしない中で日本の漁業が立ち行くように考へるということが、むしろやはり行政としての方向じやないかというふうに考えております。

○諫山博君 今、ガットは農産物に関して随分議論されておりますけれども、かつてアメリカがニシン、スケソウについてガットへの提訴をしたことがあると聞いています。これは話し合いで、輸入枠の拡大ということで決着がついたと聞きましたけれども、最近アメリカが日本に対して、水産物についてもつと自由化をすべきだという要求をしているという話がありますけれども、その実情をお聞きしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) アメリカの動きでござりますけれども、ここ数年、こういう国際化してきた中で日本がかなりの残存輸入限制品目を魚にしては持つておるということで、ただいまも御例示がございましたニシン等を初めとして、日本の輸入制限を撤廃するなり緩和するなり関税率を下げるなりというようなことをいろんな機会に申してきておることは当然でござりますけれども、



だと思います。工業のような深刻な影響は出でていませんけれども、今のうちに手を打たなければあいう事態になるのではないかということ私は懸念しております。

例えば、日刊水産経済新聞とかいろいろこうい専門紙なんかを読みますと、企業がどういう形で外国に出ていているのか、出ていくとしているのか、というのが、いろいろ企業の名前を挙げて報道されています。日本水産は、韓国に冷食合弁会社を設立して東遠産業と提携している。ニチレイは、タイで冷食合弁会社を設立した。静岡県のはつい缶詰は、タイ国に現地水産加工業者サイアム・フード・サプライと共同出資でサイアムほてい株式会社を設立した。これは水産、農産品加工を行うための合弁会社だ、こう言われております。沼津市のカネモトは、タイ国に加工生産拠点をつくった。そのほか、例えば千葉県の水産加工者がタイ国でイワシ、アシ加工品の委託加工を開始したとか、さまざま実例が記事として報道されております。

これは、いわゆる水産加工業の空洞化の始まりだらうと私は認識しているし、そういう警告を発している人がたくさんおられます。この実情を水産庁としては掌握されているのかどうか、そしてこれは経済の自然の流れとして放置されているのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま先生から御指示ありました海外生産なり委託につきましては、大企業でございます日本水産を始め、それぞれ場産業でございます丸神海産でございますとかいろいろはつい缶詰、こういうものが海外に立地しているということは我々としても十分承知しているわけでございます。

これは、先ほども申し上げましたことの繰り返しなになつて恐縮でございますけれども、水産加工の場合にはどうしましても外國の二百海里内といふもので今漁獲が非常に制限される、あるいは認められても入漁料が非常に高いということで、外國で魚をとつて日本に持つてくるといふことが非

常に難しい局面になつてきているわけでござります。それにもかかわらず、魚に対する需要というものが結構根強くありますし、これは今後ともふやしていかなければならない形になつてゐるわけでございます。そういうことになりますと、原料事情からいいますと、海外に立地するあるいはジヨントするということは一つの避けて通れない道というふうに考へておられる次第でございます。しかし、といいまして空洞化ということにもろにつながるということは問題でございますので、ジヨントするということは一つの避けて通れない道といふふうに考へておられる次第でございます。

何といましてもそういう水産加工品全体の消費のペイを大きくしていく、あるいは付加価値が高まるような加工技術を開発するということで国内も共存し得るあるいは共栄し得るというような形に持つていくことが不可欠でございまして、そのための今回の法律のお願いを初めとした施策を積み上げてまいりたいというふうに考へておられる次第でございます。

○諫山博君 この問題に対して非常に楽観的な見通しを持つておられると思います。この問題の含む危険性というのを全く認識しておられないなどいう感想を持ちます。

この問題に対しても、さまざまな見解が表明されています。例えば、小林末男という京食社長は、海外生産拠点づくりは当然の方向だ、こうした動きはさらに活発化するだろうと語っております。大体水産庁長官と同じ発言だと思います。マルゴ産業の社長は、日本で高いコストをかけて生産するより安い海外加工品を輸入して販売するケースはこれからもふえていくだろう、こう言つております。私たちの仲間が伊藤忠に事情と見解を聞きに行つたことがあります。そのときの答えは、うちはまだやつてない、うちはやつていないけれども当然これは広がつてくるでしょう、時代の流れでしよう、既に現実には始まっています、

さを知つてゐるわけですか、そういうふうになるのが恐らく時の流れだろう、こう言つてゐるわけですよ。だから、総合商社などではこういうやり方を期待しておる向きが強いと思います。ところが、例えば全国いか加工協同組合の名取理事長の談話が日刊水産経済新聞に発表されています。海外における安い労働力を活用した加工生産は急増しており、水産加工業の空洞化が心配されます。業界はいたずらに海外脱出を図るのでなく、加工品の市場供給使命を果たすべきである。しかし、日本で魚をとる人たち、日本で魚の零細加工業を営んでいた人たちは、このことを非常に憂慮している。そういう状況の中で水産庁長官の答弁というのは、日本の零細な漁民の立場ではなくて、例えば伊藤忠なんかと同じような見解のよう聞くえますけれども、そうなんですか。國內の地場産業としては、この見解の対立というのは、一方では食品業者とか総合商社などがこれを推進しようとする。しかし、日本で魚をとる人たち、日本で魚の零細加工業を営んでいた人たちは、このことを非常に憂慮している。そういう状況の中で水産庁長官の答弁というのは、日本の零細な漁民の立場ではつまりは毛頭ございません。國內の地場産業としては、海外進出といふことを申している施設資金、経営資金を融資するとか、こういったことで何とか再構築してまいりたいと思つておるわけでございます。それから場所によりましては、ああいう魚加工という殘念ながら非常にダーティな仕事、過酷な仕事でございますので、従事者がいないというようなところも残念ながら地域によつては出でてきているわけでござります。そういうことも一つ背景となつてゐるわけでございまして、我々としても外國二百海里内での零細中小地場産業である水産加工業、これの健全な発達というものをこいねがい、いろんな施策を講ずることは当然でございます。

○諫山博君 新聞には、日本の企業が外國に生産拠点を移して、いわゆる工業の産業空洞化と同時にやるなりやり方が始まっているということを企業の名前を挙げて報道しております。その一部は私が今読み上げたとおりです。この問題を農水省としても実態調査をしておられるのでしょうか。それとも新聞記事程度の御認識しかないのでしょうか。実際に調査をした上での見解の発表でしょうか。○政府委員(田中宏尚君) 全体をセンサス的に把握はいたしておりませんけれども、それぞれの事例につきましては、関係商社なりそれから特に水産業者がみずから進出してくるという例が圧倒的に多くございますし、商社が出る場合にも何らかの形で水産関係会社が絡んでおりますので、そういうチャンネルを通じましてそれぞれの実態といふものは的確に把握しているつもりでございます。

○諫山博君 農水大臣にお聞きします。

今私が指摘したような日本の業者が外國に生産拠点を移して、外國の安い労働力などを使用して水産加工業を営む、これが今ふえようとしているということは長官もお認めになつたと思います。この問題は、いわゆる産業空洞化を経験している日本であるだけに、速やかに実態を調査して、深刻にならないうちに何らかの手を打つべきではないかと思うのですけれども、いかがでしようか。

○国務大臣(佐藤隆君) 今水産庁長官からお答えしておりますように、それをそのまま素直に受けとめていただければありがたいと思いますが、おっしゃるにはそうではないとおっしゃいます。そして、名を挙げて、伊藤忠なんかと考えは同じでないか、産業の空洞化がどんどん進んでおるではないか、そういう実態は知つてゐるのか、こういうことでございますが、そういう実態は一々承知をいたしております。産業空洞化に直ちに結びつかずか、いろいろの見方があります。ではないか、そういう実態は知つてゐるのか、こういうことでございますが、そういう実態は一々承知をいたしております。産業空洞化に直ちに結ぶ



海里体制のいろいろな変遷、こういうものの残念ながら反映し、しかも漁業情勢全体の反映かといふように理解しております。

○諫山博君 最近十分融資が利用されてないといふのは、もともと申し込みがないんですね。申し込みはあるけれども採択されてないんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 申し込みというものをどの時点で申し込みがあつたと判断するかあれどござりますけれども、少なくともきちんと窓口段階に相談に来られまして断られたというケースはほとんどないというふうに聞いております。

○諫山博君 そうすると、余り魅力がないんですね。これは水産加工業そのものに余り希望が持てなくなっているんじやないかということが一つ考え方られます。それから、融資の条件が、業者が飛びつくような有利なものになっていないんじやないのかということを考えられます。それとも、こいついう制度があることが余り関係業者に周知されていないということも予想されると思います。ほのかの原因もあるかしれませんけれども、とにかく窓口に来る人は大体融資を受けている。それでもやはり融資の枠が余っているという原因はどこだと理解しておられますか。

○政府委員(田中宏尚君) ここ数年、二百海里時代が非常にきつくなってきたということで、水産情勢全体が非常に暗い一つの谷間を歩き、あるいは水産加工業も新しい施設に投資するという環境に必ずしもなかつたことは事実でございます。そ

そうちには残念ながら伸びなかつたという点があります。しかし、先ほどもお話ししましたように、六十年度に二十二億というボトムまで貸付実績が落ちたわけでございますけれども、このところ四十億、四十五億と上向いてきておりますし、それから先ほど申し上げましたように、国内の消費者のいろんな味覚に対する移り変わりということも反映いたしまして、こういう近海魚を使っての付加価値を高めた加工品に対する需要というものがかなり上向いてきておりますので、新しい施設なり新しい技術導入についての関係者の意欲、熱意というのもようやく上向いてきている。こ

ういう時期にこの法律を直しまして、しかも新しい資金種類を加えるということでございます。それで、熟しかけてきている投資意欲というもののスピードを倍加できるというふうに我々としては読んでいるわけでございます。

〔理事高木正明君退席、委員長着席〕

○諫山博君 五年前、昭和五十八年に衆議院と参議院でこの法案に関する附帯決議が採択されております。この附帯決議に次のような言葉が出てきます。「水産加工業経営の体质強化のため、共同化、協業化の推進」、これは衆議院、参議院で同じ言葉ですけれども、この問題については農水省はどう理解されていますか。

○政府委員(田中宏尚君) 先ほどお話をありますように、水産加工業の構造的な問題として非常に零細、分散的であるという問題があるわけでございます。これは長い歴史的な背景がございまして、前浜でそれた地域の魚を地揚産業として加工してきましたという流れが一つあるわけでございますけれども、最近のようないくつかの地域的な流通消費体制といふものができた中では、何といましてもこの規模の拡大なりあるいは共同化、それから合併というものが緊要というふうに我々としても考えておるわけでございます。

しかし、残念ながら、せっかくこういう資金制度までつくりいろいろとやってきておるわけでございます。日本が一方的に調査捕鯨を行つたとし

ざいますけれども、それぞれの企業の状況なり、しかもそういう長い歴史を背負つて前浜の魚を加工するということでできてきた背景といふことがございまして、言うべくして合併なり共同化といふものが前進してないということも事実でございますけれども、今回この資金法の再々延長でいろいろと資金の種類もふやしたということもございまして、何とかそういう共同化なり企業合同といふものについて、これから我々といたしましても関係業界を指導し成果を上げてまいりたいと思つております。

○諫山博君 何しろ非常に零細な水産加工業者が多いし、しかも經營形態も個人經營が六一%を占めているというような状況ですから、何らかの組織化、共同化が必要な場合は多いだろう。ただ、それはやはり関係者の自主的なものでなければなりません。そして、農水省はそれを強引に引っ張つていくんじゃなくて、援助するという役割を果たすべきではなかろうかと思うんですけど、この組織化、共同化に対する水産庁の役割についてはどうのうにお考えですか。

○政府委員(田中宏尚君) 組織化、共同化の必要性なりその進め方の理念につきましては、先生と全く立場を同じにしております。水産庁の役割といたしましては、先生からもお話をありましたようにやはりこういう生き物である組織なり企業、このことではだめでございますし、永続もいたしましては、行政が上から指導して一緒にさせるということではだめでございます。そういう点から言いまして、側面からしません。そういう点から言いまして、側面からいろいろ情報を提供し、あるいは必要な場合にいたしましては、今回御審議いただいておりますこういう融資手段ということで、できるだけ自主性の上に乗つて、それをスムーズに進めるための潤滑油を注入していくということで何とか推進を図つてしまつたというふうに考えております。

○諫山博君 問題を変えまして、鯨のことを質問します。日刊水産経済新聞にこういうことが報道されております。日本が一方的に調査捕鯨を行つたとし

て、アメリカは懲らしめのため二百海里内獲鯨割り当てをしていない。これは事実に反すると思いますけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 我々といたしましては、アメリカとの関係では去年IWC総会なりあるいは科学委員会等で議論になりました。アメリカともいろいろな相談をし、科学委員会の特別委員会というものも招致していただきまして、そこでも議論をしていただいて調査捕鯨に着手したつもりでございまして、アメリカとの関係において一方的に調査に着手したということは、絶対に必ずしも合ってないというふうに理解しております。

○諫山博君 調査捕鯨というのは、一航海にどのくらいの金を要するものかどうか。その金というのはどうからくられておりますか。

○政府委員(田中宏尚君) 今回三百頭を限度として調査捕鯨に着手いたしまして、二十三日に捕獲調査というものを終えて二百七十三頭ほどの実質頭数を捕獲いたしまして、現在日本に向かって帰路についているわけでございます。

これに要します経費につきましては、終わつてみませんときんとはわかりませんけれども、我々の見込みといたしましては約十七億円の経費がかからうかと思つております。

これにつきましての手当でございますが、これでございますけれども、三億五千萬ほど一般会計から見まして、こういう厳しい財政状況の中ではございませんけれども、三億五千萬ほど一般会計から見ますけれども、これが幾らで売れるかという調査について助成しているわけでございます。それからその残りにつきましては、これは解体しますけれども、三億五千萬ほど一般会計から見ますけれども、これが幾らで売れるかという調査が終わつてからその鯨肉を販売するわけでございませんけれども、これが幾らで売れるかという問題がございますが、過去の鯨肉の値段なり、あるいは調査のためでござりますので、歩どまりなりあるいは品質が低下するという問題を前提といたしましてはじめてみますと、恐らく五、六億円というようなことが言われておるわけでございまます。そういうことですと、これと先ほど申し上げましたように、日本が一方的に調査捕鯨を行つたとしましてはじめてみますと、恐らく五、六億円

三億五千万と足りません。今年度必要となります十七億弱、これに対しても赤字が出るわけでございますけれども、これにつきましてはこういう企業、こういうところからも寄附金を仰ぎまして、何とか収支は合うよう持つていただきたいとうふうに考へておる次第でございます。

○諫山博君 今の問題が赤旗に報道されて、私もつくりしたんですよ。調査捕鯨というのは私たち必要だと思います。ところが、調査捕鯨に必要な金というのは、国の金がごく一部分、鯨の肉でごく一部分賄う、大半は一般の寄附にお願いするというのじゃ長続きしないんじゃないのか。なぜ安定的な財源を考えないのかという問題が提起されおりまして、私も初めてそういう問題があることに気づいたわけです。調査捕鯨を一回だけしかやらないというのだったら、一時的な寄附で調査捕鯨の財源を賄うということもあるんでしようけれども、もつと系統的に長期間にわたって調査捕鯨をするとすれば、当然そのための財政措置が必要だ、これは国が賄うべきだとうふうに考へますけれども、これは農水大臣どう考えられますか。民間からの寄附で調査捕鯨を続けるというのでは、余りにも調査捕鯨を軽視し過ぎていると思ひますからお聞きします。

○政府委員田中宏尚君 この調査につきましては、現在提出しております計画では、一九九〇年にIWCで商業捕鯨禁止につきまして全面的な包括的見直しをするということになつておりますので、そのための資料を得るということで、今年度行つておる調査は我々としては予備調査というふうに位置づけているわけでございます。

それで、今年度を含めこれから予定されております本調査につきましても、所要経費につきましては、今まで捕鯨関係をやつてきてといいますか、今まで商業捕鯨をやってきました会社等が、

商業捕鯨ができなくなつたということとの関係で、從来の剩余金、こういうものも調査のために寄附したいということが、從来の鯨関係業界からも十分な御納得といいますか、御理解といいますか、むしろ先様からもそういう話があるわけでござりますし、それから一般の国民の理解も得るということで、これから行う調査の分を合めまして寄附で十分対応できるというふうに考えておりますが、今年度三億五千万一般会計からも出し、国としての調査に関する強い意識なり参加といふものも行つてゐるわけでございますが、来年度以降の予算につきましては、そういう予算算定主義といふことがござりますけれども、今年度の実績と、いうものを踏まえまして我々といたしましても財政当局と折衝したいというふうに考えておる次第でござります。

○國務大臣（佐藤蔭君） 民間側から奇なお考へで、もって寄附をしたい、そして予備調査、いわゆる調査捕鯨、国際関係の厳しい中につつ引き続けていくことができるよう急願をしつつ寄附をされるという奇特な方々には、今日の政府の財政状況、御存じのとおりでござりますから、ありがたいことだと感謝を申し上げておるわけでございます。

○諫山博君 これは政治の放棄ですよ。終わります。

○三治重信君 私は予算委員と兼ねているものだから、さよは朝から出られなくて、あるいは質問が重複するかもわかりませんけれども、あしからずひとつ御了承願いたいと思います。

今のは問題も質問の中に入っていたんだが、重複するからこれは省きます。

それで、おたくの方からいただいたこの国会資料で、八ページの「新製品・新技术の例」、こういうのが載っているわけなんですが、こういうふうな新製品や新技术にどれぐらい研究費、またそういうことを研究している施設の数、これはなにかと製品、新技术の開発の状況はどうなつておるかなど、いう質問であるわけなんですが、こういうふうな新製品・新技术といふものの開発の状況、何ヵ所くらいで、どれくらいの研究費なんかでやっていけるのか、わかりましたらひとつお願ひいたします。

○政府委員（田中宏尚君） 農林水産省の研究所以といたしましては、東海区水研、これは千葉から名古屋、三重ですか、ここまでを管轄している東海区水産研究所というのが東京の築地にござります。ここに水産加工の研究というものをやる部がございまして、ここで集中的にやっているわけですがございますけれども、残念ながら現在予算をちらりと持ってきておりませんので、具体的にその水産加工部門の予算というものがどれだけになつてあるかということは恐縮でござりますけれどもお示しできませんけれども、このところ全体

に予算情勢が厳しい中ではござりますけれども、比較的新しい分野ということで予算額的にも、それから組織、定員的にも徐々にふやしてきているというだけは確かでございますし、それから試験研究は国だけではできないということで、各県でも水産試験場なり研究所というものをかなり持っております。それぞの都道府県でとれる魚の加工技術の開発というものをやっておりますので、そういうものに対する試験研究費の助成でござりますとか、それから民間に対する助成という面もいろいろな形で行っているわけでございます。

○三治重信君 この開発の状況、答弁を用意されておると思つたんだが、用意されてないということとで、ここに書いてある例、我々はこういう新製品を余り利用する機会がなかつたんですねけれども、こういうのはどれぐらい今商品として出回っているんですか。ここに出ている商品はどれぐらいい出回つてゐるんですか。

○政府委員(田中尚尚君) 先生の今御例示ありましたが新製品、これは現在実は技術開発が大体行き着いて商品化の緒についたというものが大方でございます。

それで、実は私も先般、今国会での法律審査に対応いたしまして、これの見本品を全部取り寄せまして試食してみたわけでござりますけれども、中にはもうすっかりオーミングも決め、それからラベルも決めまして一部スープ等に出回つているものもござりますけれども、中にはまだ試作品というのもあるわけでございますが、いすれにいたしましても、関係流通業界とくいう加工業界とのいろんな会合の席でも、かなりこれから商品として可能性があると言われているものがここに例示してあるものというふうに御理解いただきたいと思っております。

○三治重信君 あと、加工の近海資源としてたくさん載つているのと、それから一番最後の十二ページには「近海低利用資源の漁獲量」というのが載つている。こういうふうな近海低利用資源と

いうようなものについては、追加指定分と、こういうぐらいになつてゐるんすけれども、こういふのは、それたのが今のことろ加工じゃなければ利用道がないといふ意味で近海低利用資源のそういうものを例示されてゐるのか。

それともう一つ、イワシ、サバが一番量が多いんで、イワシはどうぢかというと年々非常に漁獲量がふえている。サバは相当減っている。しかし、イワシ、サバが一番近海魚としてたくさんとれてゐるわけなんですが、これを食用加工としてやる場合に、これはどれぐらいこういうのが食用加工として親しまれていくよう技術的に進められるのか、まだどの点の技術開発が進まないのか、その状況をちょっとお示し願いたい。

○政府委員(田中宏尚君) 十二ページに出でおります近海低利用資源ということで今回、従来のものに追加して指定する分につきましては、これはこのネーミングのとおりでございまして、これだけとれいながら残念ながら十分に利用されない、食用としてございますけれども、食用として利用されずに、一部はえさであるとか肥料であるとか、そういうほかの加工用なりあるいはそのまま養殖等で投与されているというものでございまして、去年の六十二年も四百万トンを超える数ワシは一番とれた六十一年が四百五十万トンとれまして、近海でとれているわけでございます。

それで、これから水産物の消費問題なり、あるいは水産行政そのものと言つてもいいかと思ひますけれども、四百数十万トンとれるイワシというものをどうやって有効活用するかということが大きな分かれ目になつてくるわけでございます。従来で言いますと、この四百数十万トンとれるもののうち生食用で食べられているものがわずか二%, それから加工に向かつておりますものが一七%, 両方足しましても人間が食べているものは一九%といふことで、二割に満たない数量しか、せつかくとれた貴重な栄養源でございますイワシというものが人間様によつて消化されてない

という形になつてゐるわけでございます。このところせつかくとれてゐるこのイワシを何とか消費拡大したいということで、一つは、すり身にいたしまして外国からいろいろと組め出されてまいりましたスケトウダラのすり身、これの代替なり、あるいは一味違つたままばこ原材料というところで、イワシ、サバを含めましてこのところ一万三千トン程度のすり身というのもつくられてきているわけでございます。

しかし、こういう加工の過程においていなりそれから色、これはどうしてもスケトウのように真っ白な色にならない。昔ですと、ある程度どす黒いといいますか、くすんだ色のかまばこも食べられたわけでございますけれども、ここのことろすつかり冷凍スケトウダラのすり身というものにならざまして、真っ白でなければ消費者が歓迎しないといふふうなこともございまして、そういうための技術開発ということで、においてそれから色を消すための技術といふものを、例えば真空さらし法というような形でこのところようやく開発されてまいりましたので、こういふものを現実のものとしてまいりたいと思っておりますし、すり身にしないでほかの形でいろいろと加工食品の原材料にするという技術もできてきておりました。従来ですと、缶詰の場合に調味料なり液体とともに、缶詰の場合に調味料なり液体とともに、缶詰の場合に調味料なり液体とともに、缶詰としての長もちなり製造といふものはできなかつたわけでござりますけれども、このことろ焼き魚の缶詰といふようなものが、先ほどの資料にもございまして、従来でありますと、ちくわでござりますとか塩干など格好で与えられているんじやないかと思うんです、私は事実は余り知らぬけれども。だから何と云はば生魚と配合飼料とを混合いたしまして成形して、海に投与いたしますが、これがいわゆる練り製品なり加工品で勝負するよりほかにないと思うんです。こういう方向でひとつぜひやってもらいたいと思う。

それから、最近の水産で非常に問題になつてゐるのは、養殖は非常にいいんだけども、水産加工をした養殖のえさがもう非常に海水を汚すようなり好で与えられているんじやないかと思うんです、私は事実は余り知らぬけれども。だから何と云はば生魚と配合飼料とを混合いたしまして成形して、海に投与いたしますが、これがいわゆる落ちていくスピードが至つてゆっくりであるということを防ぐことをやらぬと、近海の養殖漁業というのは僕は必ず行き詰まると思ふんです。環境整備、赤潮が出たり、それからほかの貝類とかなんかもみんな死んじやつたりするわけだと思うんですね。養殖をするためにえさを与える、えさがそのまま魚の腹へ全部入るようなえさをつくる。それから、与え方も一般的にはんとばらまくだけじゃなくて、魚がつづいたら出るとか、いろんな工夫をやってもらいたいと思うんです。

それから、これは新聞で見たんだけれども、カナダでかずのこをとるために、かずのこだけとつて、ニシンをみんな加工場のそばにそのまま埋めていますか。

○三治重信君 これは、見てますと、だんだんにつきまして、いろいろ新聞等でも書かれている次第でございます。

○政府委員(田中宏尚君) 沿岸域の海洋汚染問題について

若い子は生の魚を食べるが非常に苦手だよね。大体骨のあるものを嫌うね。我々は小さいときから頭つきの魚を吃るのは、きょうはどちらどうが

ある、こう思つて食べたんだけれども、僕の孫なんか見つてると、魚を出すと、どうして吃るかと云はれていることとは学術的にはかなり違う結論が出ておりますし、我々としてもそうであるといふふうに考えておられる次第でございます。

しかし、地域によりましては、若干汚染の原因になつてゐることも事実でございますし、それから養殖漁業といふものの今後を考えた場合には何か適正な管理とすることが必要なわけでございます。我々いたしましても従来から給餌方法の改善でございますとか、いろんな指導をいたしましておられるわけでございますけれども、ただいま加工だね、骨抜き、皮抜き、頭抜きの加工品をこだん僕は逃れていたと思ふんです。したがつて、みると骨があるから、骨があつてといふようなこと

とで、どうも魚に対する嗜好というもののからだんみるか見てみると、魚を出すと、どうして吃るかと云はれていることとは学術的にはかなり違う結論が出ておりますし、我々としてもそうであるといふふうに考えておられる次第でございます。

先生から御提言ありましたことに沿いまして、まさしくそのとおりの飼料とをこのところ開発して投与し始めているわけでございます。

それはモイストペレットと申しまして、これはいわば生魚と配合飼料とを混合いたしまして成形して、海に投与いたしますが、これがいわゆる落ちていくスピードが至つてゆっくりである

ということ、分散しなくて下にたまらないということで、途中でけるだけ魚が多くそれを攝取するようになります。この活用法といふものがかなり進んで、これの活用法といふものがかなり進んでおりおりますので、今後ともそういう方向で海洋汚染につきましては慎重に対応をしてまいりたい

ということを防ぐことをやらぬと、近海の養殖漁業の技術も開発されてきておりますので、今後ともそういう方向で海洋汚染につきましては慎重に対応をしてまいりたい

ということを防ぐことをやらぬと、近海の養殖漁業の技術も開発されてきておりますので、今後ともそういう方向で海洋汚染につきましては慎重に対応をしてまいりたい

ということを防ぐことをやらぬと、近海の養殖漁業の技術も開発されてきておりますので、今後ともそういう方向で海洋汚染につきましては慎重に対応をしてまいりたい

ということを防ぐことをやらぬと、近海の養殖漁業の技術も開発されてきておりますので、今後ともそういう方向で海洋汚染につきましては慎重に対応をしてまいりたい

ということを防ぐことをやらぬと、近海の養殖漁業の技術も開発されてきておりますので、今後ともそういう方向で海洋汚染につきましては慎重に対応をしてまいりたい

やっている。日本の企業の非常な無責任さというものがあつて恥ずかしくてしようがないといふような投書もあつたし、それから一面、遠洋漁業で、海上で漁獲するのもいいけれども、目的の高い魚だけとつて、あとの中は稚魚もほかのやつもみんな殺しちゃう。船から海へほかし投げちゃう。こんなのは持つて帰られぬので、要らぬものはみんな海へほかして後は野となれ山となれ式の漁法というものをやつているが、こういうものについて、漁業の倫理というのか、そういうものもある程度やらぬと、日本の漁業も国際信用を失うのじやないかと思うんですが、そういう方面についてどう考えられますか。

○政府委員(田中尚君) 日本と外国の場合、魚に対する消費形態というものがかなり変わつておしまして、日本の場合には、こういう島国で長い間魚で生きてきたということともございまして、比較的の外国に比べると魚を丸ごと活用するといふことが進んでいる國かと思っております。

例えばスケトウダラで申し上げますと、卵は卵でメンタイコにいたしますし、それから魚肉は身にする。それから皮であるとか頭であるとか骨であるとか、人間が食べれないものにつきましてはミールとして活用するということで、丸ごと活用という日本らしい使い方をしているわけでござりますけれども、一部遠洋等で操業しております際に、確かに本来の漁獲目的でない海産物等といふものがああいう繩にかかつてきて、一部投棄しているということなどございますけれども、日本の場合にはできるだけコストといいますか収入を上げたいということで持ち帰つてある例が多いわけでございますが、一部そういう事実があることは事実でございます。

しかし、外国の場合には、例えばニシンなどはほとんど肉は食べないとかいろいろなことがございまして、局地的にはそういう問題があるようですが、ざいますけれども、せつかくとれた資源でございますので、これが全世界的に有効に活用されるという方向が好ましいことはもちろんかと思つて

○三治重信君 確かに、いろいろの肉でも、食用にする部分は食用にして、頭とか腹とかといふのはミールにしたり他の動物のえさにしたり、そういうよろんな加工というか、とにかく不要物は廃棄しても悪臭を放つが、加工すればまた利用できる。しかし、その間のコストをどういうふうにやるか、流通関係といふものを整理していくかにやいかぬと思うんです。これは一面経済に乗せるということと、やはり環境保全を相当考えていかねど、漁業に対する国民の離反が起きたんじやないかと思うわけだから、ひとつそういうまいこと生産性を高めるために金の融資をやるというだけなくて、それを取り巻く全体の水準を上げる技術上の指導、経済上の指導を相当改善せぬと、僕は日本の水産業といふものがいわゆる世界的に発達した肉の加工技術やなんかと格差が出てきているのじやないかと思うんです。肉の加工技術の方と水準を同じように合わせていくためにこれは相当な努力が要る。これをやるのは日本しかないのでないかと思うんですよ。だからひとつよろしくお願い申し上げます。

そこで大臣、この水産加工については非常に有利融資をやるようになつてゐるんだけれども、私はもう一つ、農産物やなんかもうえらい高い値段、小麦など三倍ぐらいの値段で製粉業者に渡して、そうして消費せい消費せいといつてやってるんだけれども、こういうよろんな加工産業でこれだけ融資するなら、ほかの農水省の農産物の加工の近代化のために、これだけじゃなくて農水省全体の加工上の融資にもっと幅を広げたらどうかと思うんですが、どうなんですか。

○政府委員(田中宏尚君) 水産加工の場合には、おかげさまで皆様の御理解を得まして、二百海里ショックということを契機としてこういう長期低利の制度融資といふものができてきているわけでございますが、農林水産省全体といたしましては、例えば乳業関係につきましては乳業資金といふ形で公庫の貸し付け対象ということに特別に認

新規用途開発資金という形で、新しい技術でござりますとか新しい資源の開拓、こういうものにつきましては先般公庫資金の対象ですが、それ以外でもその系統と一般とが一緒にないものであります。それから、農林中央金庫の系統資金におきまして、農産加工工場には系統関連がやる場合も多うござりますが、そういうものにつきましては先般公庫資金の対象ではありませんし、そういうことにもいたしておられます。それで、農業貸し出しといふ形で十分やつておりますが、そういうものを總体として活用してやはり加工につきましては、もちろん農林中金でも農業貸し出しといふ形で十分やつておりますが、そういうものにつきましては先般公庫資金の対象ではありませんし、そういうことにもいたしておられます。

○國務大臣（佐藤陸君） 一言だけ長官の答弁に補足をいたしておきますけれども、今小麦のことをおっしゃつたんではないか。製粉云々とおっしゃいましたが、そういうところまで政策融資、制度融資もどうかなと。ちょっと研究はしてみますけれども、分野調整的な、中小関係、例えば商工省と金、そういう関係との競合とかあるいは中小企業金融公庫とか、いろいろ出てまいります。そういう分野調整問題がござりますし、今長官言うようになりますが、やっぱり系統融資の中にアグリビジネスとして融資をしていくというのが本体ではないかなと。

なおまた、お孫さんに触れまして言っておられましたが、これは私も実は驚いたんでございましたけれども、先生の認識と同じなんですね。うちの孫は今離乳食を食べているのは、ミシンコを粉にしまして、そしてそれをもう離乳期から魚の味を覚えさせるというか、日本型食生活の一環としてさせているのか、そういう技術開発を、私は驚いたわけでありまして、やっぱりそういう工夫、今技術の点が盛んに先ほど来議論されていて先ほど聞いたわけでございます。

○喜屋武眞榮君 私が最後でございます。最後で得をすることもあればいいがなと思うけれども、なかなか得を感じたことがありませんが、一つつ削り落として落ち穂を拾ってお尋ねしなければいけない、こういう心境をひとつお察し願いたいと思います。

ところで、落ち穂を拾うという気持ちで申し上げるわけではありませんが、どうしてその機会に申し上げておきたい一つは、大臣は先ほど記者会見も済んだと、こうおっしゃっておられましたね、インタビューですか。訪米も秘匿で迫りましたある。それで、私この前、心を込めて激励を申し上げる気持ちと申し上げたが、叱咤と申し上げると失礼になるかと、こう申し上げたのを覚えていらっしゃると思うんですが、ただいまの心境はいらつしやると思うんですが、叱咤も含めて叱咤激励をしたいという、次のことであります。

ワシントン情報によると、ごらんになつたと周恩来代表のお二人が異例の会見をして、そして日本の牛肉、オレンジ問題で記者会見をされておりました。その会見の談話は、市場開放が日本の消費者の利益になることを強調し、三月末で期限切れとなるこれらの輸入割り当て制度の撤廃を促すとともに、日本が自由化を示さず問題が解決しない場合は直ちにガットへ提訴することを明らかにし準備していると報じておりますね。そこで、静かに考えてみますと、アメリカの代表は自分の国民の国益を守るといふこの使命があると思います。ならば、日本のまた大臣には、日本国民の国益を守ることの使命が当然あるべきであります。そこで問題は、誠意を持つて粘り強く当たれば道おのづから開けると私はいつも言ふんです、問題は、そのぶつかり合いの中でどういう答えを、どちらも国益を守るという姿勢を持つておられるわけでありますから、その対決場の対話の中で、協調の中などでどのように国益が守られてくるかという、これが私が聞きたいことであります。

そこで、農水大臣はこれをどのように受けとめ

てどう対処なさるつもりか決意のほどを承りました。これが第一点。

○國務大臣(佐藤隆君) 突然の御質問で、水産加工の問題とちょっと違う次元でございまして、答弁を申し上げるのにいささかちゅうちょいたしました。しかし、お尋ねでございますので、先ほど私がこの委員会におくれてきた理由、それを率直に申し上げまして、また当委員会におきましても、衆議院の委員会におきましても、両院の予算委員会におきましても、また新聞報道等報道関係、広く私の訪米の時期いかんということで、これはまさに先ほど申し上げたお互いの関心事でございましたので、そういう意味でそのことだけを先ほど申し上げた次第でございます。

内容につきましては、これから、それじゃどのような決着を見るために運ぶかどうかとかということは、今やつとテーブルができたところでございましたから、私がまたその前に、私の考えが例えばまとまっておったにしても、外交交渉でございまして、お尋ねするのは当然である、こういうことでござります。これ以上のことのコメントは差し控えさせていただきます。

○臺屋武眞榮君 ひとつ大胆にして細心、ぜひ結果は国民が喜ぶ方向に使命を果たしてもらうこと期待いたしております。

次に、水産庁長官にお尋ねいたします。

去年の秋、実は私の部屋にある会社の課長が見えまして、こういうことを言って、私は非常に共鳴をいたしました。二十世紀の人類は陸上の資源を食糧として生きてきたが、主としてですよ、二十一世紀の人類は海洋資源を食糧として生きなければいけない、生きるだろう、よって我が会社では海洋資源の調査を既に始めておる、こういうことを実は言つてくれたんです。

それは背景があります。実は国会で私、対馬丸事件、沖縄戦で疎開学生が悪石島沖で潜水艦に

やられました。アメリカの潜水艦にやられました、七百余名の、父兄合わせて千五百名の命が散つておらない、どの辺だろうということはわかつておりますが。それを、国会の質疑を聞いて、その某課長が資料を携えて私の部屋に来たわけであります。それのありががわることはわけありませんよ、私たちは海洋資源を調査しておる、そ

の調査の中で特に悪石島の近海を通る場合には、そのつもりで調査すればすぐ対馬丸の所在がわかるんですよといふくだりなんです。こういういきさつがあつたわけであります。

それで、政府とされても、私が言いましたこの考え方立っておられるのか、あるいは立っておられぬのであるか、あるいはまた関心を持って調査を計画されておるのか、あるいは調査を始めたのであるか、いかがでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 全地球的に言いましてこれだけ広い大洋、しかも深度のはかり知れない海洋でございます。こういうところの資源問題についてお尋ねするのにはまだ完全につきましては、単に海産物だけじゃなくて、鉱物資源、これをも含めまして二十一世紀の大きな産業として、国を初めいろんな産業界が海洋に注目してきているということは当然でございまして、我々水産庁の局面で考えましても、これからそういう新漁場なりあるいは新資源、特に深海に生息しております、我々といたしましてはまだ完全にといいますか、全く利用できていない資源、こういったものをどう発見し、どう活用していくかといふことがこれから食生活を考える際にも、それから水産行政を考える際にも非常に重要なことになってきております。

こういう線に沿いまして、水産庁といたしまして、これを中心に世界各國のいろんな海産物の新資源の調査開発というものをやっておりまして、これを大型の調査船でこういう調査の一翼を担つておるといふことで、二十一世紀に備えた

いというふうに考えておる次第でござります。

○喜屋武眞榮君 すべて後追いをするのではなく、夢と希望を二十一世紀に向けて、宇宙時代になつておらぬ、どの辺だろうということはわかつておりますが。それを、国会の質疑を聞いて、その点、ひとち立てていただきたいということを要望しておきます。

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕

次に、落ち穂を拾つて尋ねますが、水産加工業の経営基盤は脆弱である。これは個人企業が六〇%を占めていることではつきりいたしております。ところで、私がタッヂした、触れた工場の社長とか、あるいはまた要望された問題点が一致しておりますのは運転資金の問題、施設設備はさることながら、運転資金がありませんでもう行き詰まつております、何となりませんかね、こういう強い要望がたくさんございます。そこで行き詰まつてそのように立ち往生をしておるの点について、運転資金についてどのように考えておられるのであるか。先ほどからの質問でもいろいろ因果関係があるやに察せられますかが、どこで行き詰まつてそのように立ち往生をしておるのでないか、現に私もそういう実感を持つておつたようなことが数々ござります。

以上の点で、まずお尋ねします。

○政府委員(田中宏尚君) 水産加工関係の運転資金といたしましては、こういう法律による制度融資という形はとつておりませんけれども、いわゆる政策融資ということで、その基準金利と実効金利との間を利子補給するという形で、六十三年度からの資金名で申し上げますと、水産加工経営改善促進資金という形で、水産の場合にはこういう苦しい状況でござりますので、異例の処置といつしまして運転資金の融資助成をいたしている次第でござります。ただ、これにつきましては、国のかかわりあるいは国が利子助成をするという形でございまして、都道府県が特別会計をつくつて窓口として融資するという仕組みをとつておりますので、こういう法律と違う次元での助成というふうになつておる点は御理解いただきたいと思いま

す。

〔理事高木正明君退席、委員長着席〕

○喜屋武眞榮君 これはぜひ御検討願いたいと思います。実現させていただければ、必ず私は前進、発展があると信じております。この点、ひとつ御検討をお願いいたします。道を開いてくださいます。

次に、どうしてまた沖縄の問題に触れなければいけませんのですが、沖縄県での水産加工品の生産量は年間四千から五千トン程度の横ばいの状態というのが現状であります。そのほとんどが練り製品、かつおぶしでございます。特に、かつおぶしの生産は、最近のカツオ漁業の不振と県外からの移入品の流入により厳しい状況を迎え、新たな展開を迫られています。これまで水産加工業の振興についてはかつおぶし工場、削り節加工場、モズク加工場、すり身加工場など、漁獲物の処理、保存のための基本施設を中心に整備が図られてきましたことも事実でございます。今後、国民の食生活の多様化、高級化、簡便化、減塩化という消費ニーズに即応した地域性の豊かな付加価値の高い水産加工業の育成を促進すべきであります。沖縄県の水産加工業の育成を促進するためには、政府はどのような施策を講ずるお考えを持っておられるのか、その点をまずはお伺いいたしたい。

○政府委員(田中宏尚君) 沖縄県の水産加工業の現状につきましては、ただいま先生からお話をございましたように、六十一年度で、練り製品が主体でござりますけれども、総体で五千トンといふことで、ここしばらく数年間ずっと四千トン台で推移してまいりましたのが、五千トンといふことで、全体としてはふえているわけでござります。それから経営体数といつてしましても横ばいなし若干ふえるという形にあるわけでございます。

しかし、いろいろと問題を持っています。もちろんございますが、こういう沖縄県の水産加工業といふものをこれからどう持つていくかとい

うことでございますけれども、水産加工業というものは、そもそもそれぞれの地域で水揚げされましたが、その魚、そういうものを使っているわけでございましたけれども、沖縄の場合には、加工原料に適した多種性魚、こういうものが少のうございまして、県外からの移入品に依存する割合がかなり高いといふことが一番の問題かと思つてゐるわけでござります。

したがいまして、県内に水揚げされる魚種等の加工原料としての最大限の活用を促進するということから申し上げまして、新沖縄県水産業構造改善特別対策事業、これはいわゆる沿岸漁業構造改善事業の一つでござりますけれども、これによりまして製水施設でござりますとかあるいは共同處理加工施設、それから荷さばき施設、こういうものの整備を現在行つてゐるわけでございまして、できるだけこういう整備を通じまして、沖縄のせものの今後を期したいというふうに考へておられるか。

○喜屋武真榮君 特に、最近実績を上げておるパヤオ漁業の問題ですね。これについて政府としてどのように考へておられるか。

○政府委員(田中宏尚君) ただいまお話をありました。パヤオ漁業につきましては、最近技術が開発されてまいりまして、非常に魚の寄りつきがいいということで沖縄で普及し始めてきているわけでござりますけれども、いろいろ在来型の漁業との調整という問題も局地的には出でてゐるようでございまして、そういう調整を図りながら、近海の資源を増殖なり寄りつかせるためには非常に有効な手段の一つでございますので、今後その推進に待ちたいと思つておる次第でござります。

○喜屋武真榮君 漁業が北から南に移つたようなもので、余りにも魅力があるものだからこれがまたトラブルの場所にもなつておりますので、管理、行政指導、その点ひとつ念頭に置いていただきました。きょうはこの点はこのぐらいいにいたします。

付加価値の点でちょっと疑問がござりますので、付加価値の高い水産加工業の育成ということはこれはもう時代の趨勢、当然のことであります。が、この資料の四ページに、缶詰が漸減していく。多くなるべきではないかと私は思つております。多くなるべきではないかと私は思つております。缶詰の量が、推移が減つておりますね。これはどういうわけなんでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 缶詰につきましては、国内消費もさることながら、輸出というものが従来の缶詰製造の相当部分を占めていたわけでござりますけれども、こここのところの円高傾向ということも関連いたしまして輸出能力を持つてきたということで、輸出量の減ということがトータルとしての缶詰の生産量の減につながつておる次第でござります。

○喜屋武真榮君 次に、沖縄県の水産業の現状と問題点及びその振興策という観点から次のことをお尋ねします。

沖縄県の水産業関係の融資をなさつたわけですが、その融資の件数と金額の実績ですね、これは大前提。

それで次に、イ、ロ、ハ、ニ、四つに碎きまして、イが漁業に対する融資された件数と金額の実績、これがイ。ロが、水産加工業に対する融資された件数と金額。ハ、金融機関別の融資された件数と金額の実績。ニ、資金種類別の融資された件数と金額の実績。

以上、申し上げた類別で、もし今お答えできるならば聞かしてもらいたい。

○政府委員(田中宏尚君) 沖縄県の水産金融全体を総括して申し上げますと、制度資金の比重が極めて高い。沖縄県の制度資金依存率というものが約六割ということで、全国では約三割でござりますので、制度資金のウエートというものが全國に比べると倍という形に相なつております。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認めます。原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡部三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○菅野久光君 私は、ただいま可決されました原案の供給事情の変化に即応して行われる水産加工品に対する消費者のニーズが多様

る臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、日本共産党、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

水産加工業は、重要な食料産業として国民の食生活の安定に大きく貢献してきた。しかるに、最近における水産加工業を取り巻く情勢は、二百海里規制の強化による原料魚供給の不安定化、水産加工品の需要の低迷、沿岸国との品輸出指向や円高の急速な進行による水産加工品の輸入の増大等厳しいものがあり、業界において圧倒的多数を占める脆弱な体质の零細規模業者は、苦しい経営を余儀なくされている。よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、水産業の発展に資するため、水産物の流通加工対策の一層の充実に努めること。

二、金融制度の確立について検討すること。

特に、漁業との関連性に配慮した水産加工金の融通に当たつては、近海資源の食用加工利用の実態等を考慮し、貸付対象地域の彈力的見直し等の適切な運用に努めるここと。

また、本資金と水産加工業改善促進資金との関連性にも十分留意して、両資金の融通に必要な万全の措置を講ずること。

三、水産加工品の輸入の急増、水産加工品と畜産物との競合の激化、情報化の進展等に伴い、水産加工業の経営体質の強化が急務となつてゐる実態にかんがみ、水産加工業者の組織化・共同化を促進すること。

化してきている現状と製品輸入が急増を続けている実態に対処して、新製品・新技术の開発・導入と新製品の消費の定着・拡大を推進すること。

以上でございます。

○委員長(岡部三郎君) ただいま菅野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(岡部三郎君) 全会一致と認めます。よつて、菅野君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの附帯決議に対し、佐藤農林水産大臣から発言を求められておりましたので、この際、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤隆君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、十分検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○委員長(岡部三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、漁港法の一部を改正する法律案、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求める件、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、以上三案件を便宜一括議題といたします。

まず、漁港法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いました。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤隆君) 漁港法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内

容を御説明申し上げます。

漁港の整備につきましては、昭和二十五年の漁港法の制定以来、水産業の発達を図り、国民生活の安定と国民経済の発展に寄与するという観点から、同法に基づき積極的に推進してきたところであります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求める件について、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤隆君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

漁港につきましては、漁業生産の基盤であり、三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件について、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤隆君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

漁港につきましては、漁業生産の基盤であり、三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件について、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

しかししながら、近年、水産業を取り巻く情勢は大きく変化しております。増養殖技術の発達等を背景に、増養殖漁業が著しい進展を見せ、特に養殖漁業は漁業生産金額の二割近くを占めるに至っております。また、国民の食生活の嗜好の変化等に伴い、鮮度の高い魚介類を速やかに消費地へ輸送することが求められております。このような漁港をめぐる諸情勢の著しい変化に伴い、漁業根拠地としての漁港に求められる役割は高度化、多様化しております。

このような状況を踏まえ、その機能が十全に発揮されるよう漁港の整備を一層推進することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁港施設のうち機能施設について、必要な施設の追加等を行うこととしております。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁港施設のうち機能施設について、必要な施設の追加等を行うこととしております。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁港施設のうち機能施設について、必要な施設の追加等を行うこととしております。

回国会において承認を受けたものであります。本年度をもって計画期間が終了するため、最近ににおける水産業をめぐる情勢の変化に即応するよう、その全部を変更し、国会の承認を求めることした次第であります。

次に、本件の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画は、昭和五十七年第九十六回国会において承認を受けたものであります。本年度をもって計画期間が終了するため、最近ににおける水産業をめぐる情勢の変化に即応するよう、その全部を変更し、国会の承認を求めることした次第であります。

次に、本件の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画は、漁業と漁港施設の現状を基礎とし、我が国周辺水域の有効利用等による漁業生産の確保、流通機構の改善、水産加工業の振興、漁港の安全性及び快適性の確保並びに活力ある漁村の形成の観点に立って策定いたしました。

計画内容といしましては、沿岸漁業及び増養殖漁業の振興上重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について、それぞれその整備を図ることとしております。

第二に、漁港の整備を推進するため、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入に基づく国の無利子貸付制度のうち収益回収型の資金を活用することであります。

すなわち、国は、水産業協同組合に対し、漁港施設等の整備に要する資金を無利子で貸し付けることができるることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主な内容であります。

きいもので緊急に整備する必要があるものを採択いたしました。その結果、昭和六十三年度以降六年間に、四百九十九港の漁港について漁港修築事業を実施することとしております。漁港修築事業の内容といたしましては、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備することとしております。

なお、以上申し上げました漁港整備計画につきましては、漁港法に基づき漁港審議会の意見を微調して承認を受けて、計画的に漁港施設の整備を得ております。

以上が、本件を提案する理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御承認ください。

以上が、本件を提案する理由及びその主要な内容であります。

以上が、本件を提案する理由及びその主要な内容であります。

変更後の漁港整備計画に採択されなかつたその他の漁港につきましても、必要に応じ、漁港改修事業または漁港局部改良事業により整備することいたしております。

なお、漁港修築事業に漁港改修事業、漁港局部等を含め二兆四千百億円となつております。以上をもちまして、漁港整備計画の変更について承認を求める件の提案理由の補足説明を終ります。

○委員長(岡部三郎君) 次に、漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律案について、提出者から趣旨説明を聽取いたします。衆議院農林水産委員長菊池福治郎君。

○衆議院議員(菊池福治郎君) ただいま議題となりました漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

本案は、三月二十三日の衆議院農林水産委員会において全会一致をもってこれを成案とし、委員会提出の法律案として決したものであります。

御承知のとおり、漁業協同組合合併成法は、昭和四十二年に制定され、以来三回にわたり、同

法に基づく合併及び事業経営計画の認定制度の適用期間の延長措置を講じてきたところであります。

その間、本制度をてこに漁港協同組合の合併が進められてまいりましたが、最近における漁協の経営状況と、これを取り巻く経済情勢の急速な変化等に対応して、零細な漁協の経営基盤を強化し適正な事業運営を行うことができる漁協を育成することが緊急の課題となつております。

こうした課題にこたえるため、昭和六十年三月末日をもつて期限切れとなつてある同法に基づく合併及び事業経営計画の認定制度の適用期間を、この法律の施行の日から、昭和六十八年三月三十日まで復活延長することとし、この合併及び事

業経営計画の認定を受けて合併する漁業協同組合に対し、從前と同様、法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置並びに漁業権行使規則の変更または廃止についての特例措置を講じ、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

以上が提案の趣旨及びその主な内容であります。何とぞ御審議の上、速やかに御可決くださいまますようお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 三案件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案が付託された。

一、漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律案(衆)

漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律案

案 漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律

法律

漁業協同組合合併成法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十年三月三十一日まで」の下に「及び漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第一号)」の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの」と、「受けたものの合併により受けたもの又は青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)」で、漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第一号)の施行の日から昭和六十年三月三十一日まで」を加える。

附則第四項中「昭和六十二年三月三十一日まで」の下に「又は昭和六十三年法律第一号の施行の日から昭和六十九年三月三十一日まで」を加え、「同法」を「漁業法」に改める。

附則に次の二項を加える。

10 組合が附則第三項の規定により適切である旨

の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十二年三月三十一日までの間に合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適切である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十九年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合は、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合が、附則第三項の規定により適切である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十九年三月三十一日までに合併した場合には、その合併に係る合併後の組合」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「受けたもの又は」を「受けたもの」と、「受けたものの合併により受けたもの又は青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)」で、漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第一号)の施行の日から昭和六十年三月三十一日まで

の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十二年三月三十一日までの間に合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適切である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十九年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合は、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合が、附則第三項の規定により適切である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十九年三月三十一日までに合併した場合には、その合併に係る合併後の組合」とする。

附則第三項の規定により設立した漁業協同組合若しくは当該合併により設立した漁業協同組合が当該合併により取得する不動産若しくは漁船の権利の移転」に改める。

本条施行に要する経費

本条の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約二百万円と見込まれる。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、漁業協同組合合併成法の一部を改正する法律案(衆)予備審査のための付託は三月二十一日

法律案(衆)予備審査のための付託は三月二十一日

昭和六十三年四月七日印刷

昭和六十三年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D